

総務常任委員会

開催日	令和5年3月9日
時間	午前9時30分～午後2時16分
場所	委員会室
出席議員	松岡 繁知、高橋 哲生、天野 武藏、伊藤 嘉起 林 真子、野々部 享、伊藤 奈美
欠席議員	なし
出席理事者	永田市長 葛谷副市長 河口企画部長 石黒企画部次長兼人事秘書課長 渡邊人事秘書課課長補佐 岡田人事秘書課課長補佐 山内人事秘書課係長 清水人事秘書課係長 林企画政策課長 杉原企画政策課課長補佐 神野企画政策課係長 山口企画政策課係長 沢田企業誘致課長 三宅企業誘致課係長 岩田総務部長 榎本総務部次長兼総務課長 飯田総務部次長兼財産管理課長 馬場総務課課長補佐 堀江総務課係長 服部財政課長 服部財政課副主幹 石附財政課係長 梅本財産管理課課長補佐 渡辺税務課長 川村税務課課長補佐 齋藤税務課課長補佐 辻収納課長 浅井収納課課長補佐 丹羽危機管理部長 舟橋危機管理課長 炭竈危機管理課係長 寺社下健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長 吉田会計管理者 平野会計課長 三輪監査委員事務局長 木全監査課長
関係職員	栗本議会事務局長 後藤議会事務局次長兼議事調査課長 鈴木議事調査課係長

議案または協議事項	1. 総務常任委員会付託案件
備 考	傍聴者 なし

(時に午前 9時29分 開会)

総務常任委員会委員長 (松岡 繁知君)

皆さん、おはようございます。

それでは定刻ちょっと前ですけど、始めさせていただきたいと思います。ただいまから総務常任委員会を開催いたします。

本日、高橋副委員長より、欠席の届出が提出されておりますので、御報告をいたします。

去る3日の本会議において、総務常任委員会に付託となりました議案について御審議いただくわけですが、その前に、永田市長より御挨拶を受けたいと思います。

市長 (永田 純夫君)

おはようございます。

委員の皆様方には早朝より総務常任委員会への御出席、御苦労さまでございます。

このところ本当に暖かい日が続いておりまして、今日の天気予報ですと、19日に桜、名古屋は開花するそうで、ちょうどその1週間後に春日五条がさくらまつりが開催されます。本当に満開の時期に開催できるかなというふうに願っております。

本日は、付託になりました案件につきまして、慎重に御審議を賜り御賛同いただきますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

総務常任委員会委員長 (松岡 繁知君)

ありがとうございました。傍聴者はお見えでしょうか。

議事調査課係長 (鈴木 栄治君)

一般傍聴者の方はお見えになりません。

総務常任委員会委員長 (松岡 繁知君)

当委員会に付託された所管は、企画部、総務部、危機管理部、会計、議会事務局及び監査委員事務局所管でございます。

始めに、企画部、会計、議会事務局及び監査委員事務局所管について御審議いただき、その後、総務部及び危機管理部所管について御審議させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

総務常任委員会委員長 (松岡 繁知君)

それでは異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、最初に、議案第1号 令和5年度清須市一般会計予算案について、企画部、会計、議会事務局及び監査委員事務局の各所管について、歳入、歳出、続けて説明をお願いいたします。

沢田企業誘致課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

企業誘致課、沢田です。私からは、企画部及び会計課所管の歳入について、朗読説明をさせていただきます。

それでは、令和5年度一般会計特別会計予算書及び説明書の28、29ページをお願いいたします。

16款県支出金、3項県委託金、1目総務費委託金、本年度予算額1億2千819万5千円のうち、1節総務管理費委託金1万5千円は、土地取引規制等市町村事務費交付金、4節統計調査費委託金。

30、31ページをお願いします。

説明欄2行目の統計調査員確保対策事業委託金から一番下の農林業センサス調査事務市町村交付金まで、各種統計調査等に係る委託金、交付金でございます。

17款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、本年度予算額1万6千円、1節利子及び配当金は説明欄1行目の財政調整基金利子から、下から2行目の美術振興基金利子まで、各種基金利子の窓口計上となっております。

32、33ページをお願いします。

18款寄附金、1項寄附金、2目ふるさと寄附金、本年度予算額8千60万円、1節ふるさと寄附金及び2節企業版ふるさと納税寄附金でございます。

34、35ページをお願いいたします。

21款諸収入、2項市預金利子、1目市預金利子、本年度予算額1千円、1節預金利子は窓口計上となっております。

次に、一番下の段、5項雑入、2目雑入、本年度予算額11億9千116万円のうち、2節総務費雑入、説明欄1行目の生命保険等事務手数料から、36、37ページをお願いします。

9行目のデジタル基盤改革支援補助金までと下から4行目の県証紙売りさばき手数料でございます。

次に、38、39ページをお願いします。

8節消防費雑入のうち、説明欄1行目の水場川排水機場職員派遣費負担金1千円で、窓口計上

となっております。

歳入につきましては、以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

石黒人事秘書課長。

企画部次長兼人事秘書課長（石黒 直人君）

人事秘書課の石黒でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、議会事務局、人事秘書課所管の歳出について、説明をさせていただきます。

42ページ、43ページをお願いします。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、本年度予算額2億3千552万9千円、1節報酬から18節負担金、補助及び交付金までで、議会に係る全ての経費でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額7億5千151万7千円、1節報酬から18節負担金、補助及び交付金までです。内訳は、説明欄の職員人件費、秘書費、表彰費、人事管理費でございます。

次に、44、45ページをお願いいたします。

2目文書広報費、本年度予算額3千868万2千円、1節報酬から18節負担金、補助及び交付金までで、広報紙発行費などの広報広聴費でございます。

私からの説明は、以上でございます。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

平野会計課長。

会計課長（平野 嘉也君）

会計課長、平野でございます。私からは、会計課所管分について、説明をさせていただきます。

1段飛びまして、4目会計管理費、本年度予算額2千476万円、1節報酬から18節負担金、補助及び交付金まででございます。

会計課所管の説明は、以上でございます。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林企画政策課長。

企画政策課長（林 智雄君）

企画政策課の林です。私からは、企画政策課及び企業誘致課所管分を御説明します。

それでは、46ページ、47ページを御覧ください。

中段の6目企画費、本年度1億4千255万2千円、1節報酬から18節負担金、補助及び交付金まで、企画費、総合計画費、行政改革推進費、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進費、公共交通対策費、企業誘致費です。

その下、7目電算管理費、本年度3億7千343万7千円、8節旅費から18節負担金、補助及び交付金まで、電算管理費、情報化推進費です。

次に、少しページを進めていただきまして、52ページ、53ページを御覧ください。

下の段、5項統計調査費、1目統計調査総務費、本年度9万円、10節需用費から18節負担金、補助及び交付金までです。

その下、2目指定統計費、本年度497万9千円、1節報酬から13節使用料及び賃借料まで、そのうち企画政策課所管は国勢調査費、住宅・土地統計調査費、経済センサス調査費。

1枚ページをめくっていただき54ページ、55ページを御覧ください。

学校基本調査費、農林業センサス調査費です。

私からは、以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

木全監査委員事務局監査課長。

監査委員事務局監査課長（木全 信君）

監査委員事務局、監査課の木全でございます。

私からは、監査委員事務局分について、説明をさせていただきます。

2款総務費、6項監査委員費、1目監査委員費、本年度予算額3千416万4千円、1節報酬から18節負担金、補助及び交付金まででございます。

以上が、企画部はじめ関係所管分の歳入、歳出の予算説明でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

ありがとうございました。

それではただいまから審議に入るわけですが、質疑者あるいは答弁者は必ず挙手をしていただき、指名の後、名前を名乗ってから質疑あるいは答弁に入ってくださいようお願いいたします。

なお、質疑についてはページごとに行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず28、29ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

よろしいですか。次、30、31ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

続きまして、32、33ページ。

野々部委員。

野々部 享委員

野々部でございます。

ふるさと納税のことでちょっとお聞きしたいんですけど、これは令和4年度の予算、1億円予算を計上してありまして、今回、8千万円ということで、確かに実績を調べますと、2千900万円くらい減ったんですね。これ、そこまで落ちた、前年度なんかは結構、ビールが好評でということで大分、増えていたんですけど、3千万円も落ちたと、そこら辺はどんなふうに、要因とかは分かってみえますでしょうか。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林企画政策課長。

企画政策課長（林 智雄君）

企画政策課の林です。

今、委員おっしゃるとおり昨年度9千200万円ほどの実績があった中で、ビール一番搾りの糖質ゼロが一番、返礼品の中では大部分を占めていた部分が、昨年1月に名古屋工場での取扱いがなくなったということで、返礼品としての取扱いもできない状況になりました。その部分の一番大きな部分がない中で、令和4年度始めてありまして、その部分の影響があったということで、来年度に関しては減額ということで計上しております。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

野々部委員。

野々部 享委員

そうすると、今現在はキリンビールと、また見ていると、あるよね、ないの。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林企画政策課長。

企画政策課長（林 智雄君）

一番搾りの糖質ゼロの取扱いが、製造がなくなったということになりますので、他の麒麟製品に関しては現在も、チューハイやそういったものの返礼品としては取り扱っております。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

野々部委員。

野々部 享委員

ポータルサイトが前はさとふるだけだったって、今回、楽天も増えたということで、そこら辺の影響とか数字的にはどうなんですか。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林企画政策課長。

企画政策課長（林 智雄君）

今回、今までさとふるだけポータルサイトで運用してましたが、今年度、楽天のポータルサイトを追加させていただきました。12月から追加した状況なんですけども、12月少し途中になっておりますので、1月、2月の状況を見ますと、全体の大体75%がさとふる、25%が楽天ということで、楽天を入れたことによって、その部分の寄附額も上がったというような見込みでございます。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

野々部委員。

野々部 享委員

そうすると、結構、昨年度の後なんだね。楽天をやりかけたというのは。

それで手数料がやはり10%くらいかかるんですけど、そこら辺、楽天さんは結構、若い子やなんかもふるさと納税、うちの娘もそれこそふるさと納税、楽天でやって、またポイントが還元されるからとやってるんですけど、そこら辺やはり楽天さんは順番に増えてきてる傾向があるのかな。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林企画政策課長。

企画政策課長（林 智雄君）

楽天については、先ほどおっしゃったようにポイントがついたりとか、時期的にそういったポイントが多くつく時期がございます。そういったポイントを活用して使うという方がいるということで、あまりさとふると楽天で競合するような感じではなくて、楽天は楽天のユーザーさんから寄附が来ているというような状況です。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

野々部委員。

野々部 享委員

これ、ホームページなんかを見ていると、協賛企業募集とかそういうのも上がってるんですが、今は協賛企業、清須市は何社、それも順番に増えているのかな。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林企画政策課長。

企画政策課長（林 智雄君）

今の協賛企業に関しては21社ございます。昨年度と比較して1社増ということなので、ポータルサイトを増やして協賛事業者も増えてるという状況ではないんですけども、昨年よりは1社増えているというような状況です。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

野々部委員。

野々部 享委員

今、企業さんに頼るばかりじゃなくて、やはり今、清須市としてもいろいろなところで話をする、「どうする家康」で結構、今、知名度も上がってるから、そういう、やはり「清須市さん、いいですね有名になって」とか、「どこへ行っても清須市さんと言うと、すぐ分かるからいいですね」という、他の地区の議員さんとも話をしたりしてるんですけど、やはりせっかくそういう今、機会ですから、そこら辺の清洲城だとかそういうものの物産なんかも上手にそういう返礼品で活用する、そして清洲城のほうも知名度が上がってるこの今のこの機会に上手にやっていただきたいなと思ってるんですが、それはまた来年度の要望として言っておきますので、お願いいたします。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

他にあれば。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

よろしいでしょうか。

それでは続いて、34、35ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

よろしいでしょうか。

それでは、36、37ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

よろしいでしょうか。

続きまして、38、39ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

よろしいでしょうか。

続きまして、42、43ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

よろしいでしょうか。

続きまして、44、45ページ。

林委員。

林 真子委員

林です。

この45ページの広報広聴費の中で、今回、市政記録映像費ということで上がっていますので、これはどのような内容を考えてみえて、どこで公開をされるのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

石黒人事秘書課長。

企画部次長兼人事秘書課長（石黒 直人君）

人事秘書課の石黒でございます。

令和5年度につきましては、令和7年に迎えます市政20周年に向けた記念映像を作成し、20周年事業等でそれを見ていただくような機会を得ることを考えています。そこで見ていただくことを考えています。

それと、あと短編物も作りまして、ホームページだとかSNSで流すようなことも考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林委員。

林 真子委員

林です。

まさしく今、私も短いほうをどんどん公開して行って、こちらはちょっと楽しいものにしていただいて、観光にもつながりますし、清須市を知っていただく、せっかくお金をかけるいいチャンスだと思いますので、ぜひお願いします。

ちょっと確認なんですけど、これは記録映像としては令和5年度の記録映像から始めるという、それとも過去のものも使いながらということでしょうか。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

石黒人事秘書課長。

企画部次長兼人事秘書課長（石黒 直人君）

今までも記録映像を、古いものは新しいハイビジョンのものにしてためてありますので、そういった題材も使いながら、令和5年度、6年度にいろいろなイベント事とかまちの変わり具合も映像で撮影しながら、それを最終、編集したものにしようと思っています。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林委員。

林 真子委員

林です。

先ほど、議長さんからもお話がありましたけど、よその議員さんとお話をすると、「非常に清須市、いいね」と言われますので、何か物があるとかそういうことではなくて、清須市はもう歴史のロマンがありますので、そういうことが感じていただけるようなものを作っていただきたいと、大変期待しておりますので、楽しみにしております。よろしくお願いします。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

野々部委員。

野々部 享委員

今の関連で、市勢要覧のほう、これ印刷物3千部と、まだ先なんですけど、配布というのはやはり今まで過去に作られてますよね。その部数的にはよく似てると思うんですけど、やはりそんなような感じなのか、ある程度、この記念の20周年ですから、一般、市民の皆さんにもというふうに考えてるのか。今のこの数だともう本当に限られた数だと思うんですけど、その辺はどのように考えてみえますか。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

石黒人事秘書課長。

企画部次長兼人事秘書課長（石黒 直人君）

市民の方全てに配布ということは、今、考えておりません。実際にまだ計画は立てておりませんが、20周年の記念事業などで配布を考えております。

以上です。

野々部 享委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

それでは他にあれば。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

よろしいでしょうか。

それでは、次のページ、46、47ページ。

伊藤委員。

伊藤 奈美委員

伊藤です。

市民協働推進費についての質問で、これは私も参加させていただきまして、先日、水辺の散策路の看板のリニューアルのごみ拾いなどにも参加させていただいたんですけども、今回、どんなことを形にするのかというのは、具体的に決まっていますか。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林企画政策課長。

企画政策課長（林 智雄君）

令和5年度でよろしいでしょうか。

今回、昨年度については、水辺の散策路の看板のほうを市民の皆様からの意見をいただきまして、盤面の更新をいたしました。

また、健康づくり企画ということでイベントの実施などをしておりまして、また来年度についても看板、水辺の散策路のPR、今回、更新しましたので、PRを進めていくということでのイベントを考えております。

また、事業としてではないんですけども、来年度、通常の協働テラスに合わせて、新規としてテーマ型の協働テラスというものを考えております。今回、中学校3年生のアンケートを今年度、全校で実施いたしまして、そういった意見の中から1つテーマにして、若い方の意見を基に進めていくというようなことで、新規でテーマ型の協働テラスを予定しております。

また、PRミーティングというものも新規で予定をしておりまして、こちらについては協働事業の認知度を上げる、こういったことをやるのかとかそういった上げるためのまた集まりを予定しておりまして、これは今度、協働だよりを年1回発行していたものを来年度、年2回発行する予定ですので、そういったものに反映させていきたいというふうに考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

伊藤委員。

伊藤 奈美委員

伊藤です。

本年度、他にもいろいろなテーマ、何かまちおこしの行事とかテーマで意見交換したと思うんですけど、本年度、意見交換したテーマについては、何か進めていかれるんですか。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林企画政策課長。

企画政策課長（林 智雄君）

今年度、テーマとしていろいろな意見交換が進んだものに関しては、来年度の初回のところで令和4年度の振り返りということでさせていただきます。

そのまま継続して意見交換を進めていくものとか、そういったものも皆さんの御意見の中から選択して進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

伊藤委員。

伊藤 奈美委員

分かりました。

1点、ちょっと要望になるんですけども、市民協働の進め方をちょっと私は見直していただけたらなと思ってまして、最初、テーマについて意見交換するとき、大体、自己紹介から入られると思うんですけど、短い限られた時間の中で、本当に自己紹介だけだったらいいんですけど、そこで個人のやられている何か、お仕事などPRされる方もいて、意見交換の時間じゃなくて自己紹介でほぼ全員が終わる時間、自己紹介で取られてしまっている気がするので、そこをもうちょっと管理してほしいなあというふうに要望させていただきたいです。

何か運営の仕方をもうちょっと考えてもらいたいなと思います。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林企画政策課長。

企画政策課長（林 智雄君）

要望ということです。運営の方法に関しては、委託事業者もおりますので、そこを調整して、よい集まりになるように検討していきたいと思います。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

よろしいですか。

伊藤 奈美委員

大丈夫です。お願いします。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

他にあれば。

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

伊藤です。

ふるさと納税のことで少しお伺いしますが、これはどうしても清須市は特産品がなかなかないということで、ふるさと納税も魚介類とか牛肉とかあるところは強いんですけど、なかなか難しい地区だと思うんですけど、これ、1つは経費はかかるんですよ。職員さんも要ると。

こちらのほうに数字が出てるわけですけど、主要施策の概要ということで、3千900万円計上されておるんですが、これは国のほうはふるさと納税に対して返礼品とかの経費は何%に抑えてくれという数字があるとは思いますが、その辺の数字はこれ、オーバー、減っていくとオーバーするんじゃないですか。そうでもないんですか。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林企画政策課長。

企画政策課長（林 智雄君）

企画政策課の林です。

今回、ふるさと納税の寄附金に関しては8千万円の予定をしております、それに対する大体、今、5割以内に経費を抑えろということで、国のほうから来ております、そのおおむね5割以内に抑えた経費となっております。

返礼品の調達価格については、寄附金額の3割までというふうに決まっておりますので、その3割というのは、その経費の5割の中に含まれているような状況です。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

そうすると、納税額がある程度もっと最悪の状態になってきたとき、どこかでふるさと納税を廃止するとかそういうことも選択肢にあるんですか。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林企画政策課長。

企画政策課長（林 智雄君）

今回このふるさと納税の制度がありまして、市外の方から寄附金を頂くのと同時に、清須市の方も他市町に寄附を多くしている状況でございます。

そういった中で、市民税の控除がされてしまう中で、できる限りこういった寄附の制度を利用してそういった市民税の減というものを抑えていきたいというふうに考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

ある程度、売上げが下がっても、売上げというか納税額が下がっても、このふるさと納税は続けていくということですか。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林企画政策課長。

企画政策課長（林 智雄君）

先ほど、ポータルサイトを増やして少し寄附額が上がったりしておりますので、できるだけ返礼品の充実と併せて、そういった受け付ける側の今後の検討もしていきたいと考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

他にありますか。

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

コミュニティバスですけど、これ、大変偏った話になるかも分かりませんが、私の住んでいる地区は市の端っこというか東側の端になるので、どうしても乗ってみえる方をなかなか見ないんですね。空で走っている場合がどうしても多いので、地域の方からも「あんな空で走らせとったらもったいないで、もうあんなもん廃止したどうだ」という声もあるんですけど、地区別でいろいろなデータを取ってみえると思うんですけど、あまり「旧町、旧町」言ってもいかんですけど、地区によって、やはり利用率が全く違うと思うんですが、その辺どうですか。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林企画政策課長。

企画政策課長（林 智雄君）

地区別、ルート別にはなるんですけども、今回それぞれルートのところで偏りというものはありません。

例えば、オレンジルートでありましたら、今回、1万4千人くらいの見込み、グリーンルートでいきますと2万5千人くらいの見込みでございます。市の中央を走るサクラルートにつきましては2万2千人、春日地区を主に回っているブルールートにつきましては1万3千人くらいの見込みをしておりますので、ちょっと4地区別のデータはちょっと今は持ち合わせてないんですけども、ルートによっては利用率の多い少ないというものはあるような現状です。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

今すぐ何が変わるわけではないだろうけど、将来的に例えば、端っこのほうはどうしても乗る人がいないと。特に私の西枇杷地区は駅が多いので、名古屋駅に出るのも便利なので、こちらに向かって乗ってくる人ってあまりなかなかいないような気もするんです。そういう地区においては、これ、本当に一部の方の意見なので聞き流してもらっていいんですけど、「乗り合いタクシーとかそっちのほうの方が便利じゃないか」という声も出るわけです。全体の経費もこれ、かなりかかってますので、将来的に今すぐとは言いませんが、どこかのラインでこの地区についてはということも検討されるといいのかなと思いますけど、どうですかね、その辺。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林企画政策課長。

企画政策課長（林 智雄君）

一部、ルートが通ってない空白地は清須市内にありまして、例えば、西枇杷島地区でありましたら、バイパスの北側の古城地区であったりとかというのもあります。

乗り合いタクシーという案も過去には公共交通会議で検討されております。ただ、予約をしたりとかそういった経路であったりとか、そういった部分のところで採用については前回の検討のところでは見合わせているというような状況ですので、今後、他の市町でそういった事例等も研究は進めていきたいと考えております。

以上です。

伊藤 嘉起委員

よろしく申し上げます。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

他はよろしいでしょうか。

では次のページに行きます。

52、53ページ。

林委員。

林 真子委員

国勢調査の件です。

今年度はいわゆる国勢調査の年度ではないと思うんですけれども、この内容について、まず教えてください。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林企画政策課長。

企画政策課長（林 智雄君）

今回は、来年度につきましては、あくまでも国勢調査の準備事務ということになりますので、今回、上げてる予算については事務の説明会がまた準備段階でございますので、そちらの旅費を組んでいるということでございます。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林委員。

林 真子委員

全部、旅費の分ということですね。そうしますと。

企画政策課長（林 智雄君）

はい。

林 真子委員

分かりました。はい、結構です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

よろしいでしょうか。

（ 「なし」 の声あり ）

それでは、次のページ、54、55ページ。

(「なし」の声あり)

よろしいですか。

それでは、これで質疑を終わります。

それでは続きまして、議案第9号 清須市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例及び清須市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案について、説明をお願いいたします。

石黒人事秘書課長。

企画部次長兼人事秘書課長 (石黒 直人君)

人事秘書課の石黒でございます。よろしくお願いいたします。

令和5年3月、清須市議会定例会市長提出議案等の15ページを御覧ください。

議案第9号について、御説明いたします。

議案第9号 清須市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例及び清須市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、職員の服務の宣誓に関する政令の一部改正に鑑み、本市の公平委員会の委員及び職員の服務の宣誓に係る手続における対面による宣誓書への署名を不要とするため必要があるからです。

1ページはねていただきまして16ページをお願いいたします。

黄緑色の表紙の参考資料1、市長提出議案等説明資料の6ページも併せて御覧いただくと幸いです。

清須市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例及び清須市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案

清須市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例及び清須市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

主な内容を御説明いたします。

第1条は、清須市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の改正で、公平委員会の委員の服務の宣誓に係る手続の際、市長との対面による宣誓書への署名を不要とし、市長に宣誓書を提

出すとするものです。

第2条は、清須市職員のサービスの宣誓に関する条例の改正で、職員のサービスの宣誓に係る手続の際、任命権者との対面による宣誓書への署名を不要とし、任命権者に宣誓書を提出するとするもので、併せて、別記様式の宣誓書の内容も改正するものです。

附則につきましては、公布の日から施行するものです。

議案第9号の説明は、以上でございます。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

林委員。

林 真子委員

林です。

すみません、ちょっと基本的なことでお聞きしたいんですけども、この内容について特に何かあるというわけではなくて、そもそもこの公平委員会の方にこのサービスの宣誓を求めているということで、職員さんは分かるんですけども、他にもいろいろな委員さんがある中で、この公平委員会の委員さんに関してこの宣誓を求めるということは、何か特に理由があるのかなと思いついて、事務局の方でもいいですけど、もし、お願いいたします。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

榎本次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

総務課の榎本です。

今、委員のほうから御質問がございました数ある行政委員会の中で、なぜ公平委員会だけが他の行政委員会と違ってこちらの地方公務員法のほうに位置づけられているかというような内容かと思えます。

公平委員会が他の行政委員会と大きく違う特徴といたしまして、対外的な業務ではなくて、職務の対象が内部の職員に関するものであるということから、この内部的な規定を定めました地方公務員法に基づき組織として位置づけられたというふうにお考えいただくとよいかと思えます。

また、我々地方公務員のほうは労働基本権が制限されておりますので、職員の利益保護という

観点から、こういった専門的な中立的な組織で補償するという事で、法体系でも人事機関として位置づけられております。

そういったことで御理解いただけるといいかなと思います。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林委員。

林 真子委員

分かりました。ありがとうございます。

なかなか今まで不勉強で、この公平委員会さんのことをあまり存じ上げてなかったのも、申し訳ないと思うんですけども、今、様々、ハラスメントの問題ですとかいろいろな問題が起こってきていますので、これは大事な機関なのかなあとと思います。

関連して、もし差し支えなければ、どのくらい年間にこうした公平委員会さんが諮るような案件が、件数があるのか。また、差し支えなければ、どのような今、相談といいますか、それがあるか、関連でお聞かせいただければと思います。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

榎本次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

総務課の榎本です。

開催実績につきましては、過去平成18年と令和2年に1回ずつございました。

詳細につきましては、職員の個人の権利に係る内容の審査になりますので、原則非公開となっております。

毎年の開催状況につきましては、概要だけになりますが、人事行政の公表の中で、広報、ホームページのほうで掲載をさせていただいております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林委員。

林 真子委員

よく分かりました。ありがとうございました。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

他にあれば。

よろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

それでは、これで質疑を終わります。

議案第9号 清須市公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例及び清須市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案について、採決いたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

全員賛成でございます。

よって、議案第9号 清須市公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例及び清須市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは次に、議案第10号 清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び清須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について、説明をお願いいたします。

石黒人事秘書課長。

企画部次長兼人事秘書課長（石黒 直人君）

人事秘書課の石黒でございます。

議案第10号について、御説明いたします。

同じく提出議案等の17ページを御覧ください。

議案第10号 清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び清須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、人事院の国会及び内閣に対する令和4年8月8日付けの公務員人事管理に関する報告に鑑み、職員の柔軟な働き方に対応するため必要があるからです。

1ページをはねていただき18ページをお願いいたします。

黄緑色の表紙の参考資料1、市長提出議案等説明資料の7ページも併せて御覧いただくと幸いです。

清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び清須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び清須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

主な内容を説明いたします。

第1条は、清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正で、一斉に与えるとしている休憩時間を職員の健康や勤務能率等を考慮し、柔軟に付与することができるようにするものです。

第2条は、清須市職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、育児短時間勤務職員のフレキシブルタイムについて、午前5時から開始できるようにするものです。

附則につきましては、令和5年4月1日から施行するものでございます。

議案第10号の説明は、以上でございます。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

よろしいでしょうか。

それでは、質疑を終わります。

議案第10号 清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び清須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について、採決いたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

全員賛成でございます。

よって、議案第10号 清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び清須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは次に、議案第11号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、説明をお願いいたします。

石黒人事秘書課長。

企画部次長兼人事秘書課長（石黒 直人君）

人事秘書課の石黒でございます。

議案第11号について、御説明いたします。

引き続き、提出議案等の19ページを御覧ください。

議案第11号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月22日提出。

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、清須市職員の給与に関する条例の一部改正に鑑み、会計年度任用職員に対して支給する給料月額を引き上げるため、必要があるからです。

1ページをはねていただきまして、20ページをお願いいたします。

黄緑色の表紙の参考資料1、市長提出議案等説明資料の8ページも併せて御覧いただくと幸いです。

清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

主な内容を説明いたします。

会計年度任用職員の給料表を20ページ及び21ページのとおり改正するものです。

附則につきましては、令和5年4月1日から施行するもので、この条例の施行日前にした勤務に係る給与については、なお従前の例によるものです。

議案第11号の説明は、以上でございます。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

林委員。

林 真子委員

すみません、確認だけですけれども、この全体の影響額について教えてください。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

石黒人事秘書課長。

企画部次長兼人事秘書課長（石黒 直人君）

こちらにつきましては、給料月額の上上げによる影響額につきましては、1千959万3千円を見込んでおります。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林委員。

林 真子委員

ありがとうございます。ちなみに何名分になりますか。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

石黒人事秘書課長。

企画部次長兼人事秘書課長（石黒 直人君）

会計年度任用職員616人を想定しております。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林委員。

林 真子委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

他よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

総務常任委員会委員長 (松岡 繁知君)

それでは、質疑を終わります。

議案第11号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、採決いたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長 (松岡 繁知君)

ありがとうございます。

全員賛成でございます。

よって議案第11号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決すべきと決しました。

次に、議案第28号 令和4年度清須市一般会計補正予算(第11号)案所管分について、説明をお願いいたします。

林企画政策課長。

企画政策課長 (林 智雄君)

企画政策課の林です。

議案第28号 令和4年度清須市一般会計補正予算(第11号)案における企画部及び会計課所管の歳入について、御説明いたします。

それでは、令和4年度一般会計特別会計補正予算書及び説明書の16ページ、17ページを御覧ください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額1千110万7千円の増額、1節総務管理費補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。

1枚ページをめくっていただき、18ページ、19ページを御覧ください。

3段目、17款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、補正額295万円の増額は、1節利子及び配当金で財政調整基金利子から義務教育施設整備基金利子までの増額です。

次に、18款寄附金、1項寄附金、2目ふるさと寄附金、補正額2千950万円の減額、1節ふるさと寄附金で、ふるさと寄附金の減額、企業版ふるさと納税寄附金の新規計上です。

次に、21款諸収入、2項市預金利子、1目市預金利子、補正額5万5千円の増額、1節預金

利子です。

1枚ページをめくっていただき、20ページ、21ページを御覧ください。

5項雑入、2目雑入、補正額5千238万円の減額。2節総務費雑入のうちデジタル基盤改革支援補助金56万1千円の減額です。

歳入につきましては、以上です。

続きまして、企画部所管の歳出について、説明します。

1枚ページをめくっていただき、22ページ、23ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額34万7千円の減額。8節旅費で秘書費、人事管理費の減額です。

次に、中段の6目企画費、補正額1千433万円の減額。7節報償費から12節委託料までで、元気な清須ふるさと応援費の減額です。

次に、7目電算管理費、補正額4千464万円の減額は、10節需用費から18節負担金、補助及び交付金までで、電算管理費、情報化推進費の減額です。

以上が、企画部及び会計課所管の歳入歳出の説明です。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。質疑のある方、挙手をお願いいたします。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

よろしいでしょうか。

それでは、質疑を終わります。

以上で、企画部、会計、議会事務局及び監査委員事務局の各所管について、審議は終了しましたので、関係職員の方の退室を許可いたします。

大変お疲れさまでした。

ここで、総務部及び危機管理部の職員が入室するまで、20分の休憩、10時40分まで休憩とさせていただきます。

（ 時に午前10時22分 休憩 ）

（ 時に午前10時40分 再開 ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

それでは休憩前に引き続き、総務常任委員会を再開いたします。

次に、審議いただく所管は、総務部及び危機管理部所管でございます。

初めに、議案第1号 令和5年度清須市一般会計予算案所管分について、歳入、歳出続けて説明をお願いいたします。

辻収納課長。

収納課長（辻 清岳君）

収納課長の辻です。

議案第1号について、総務部及び危機管理部の所管分を御説明いたします。

令和5年度一般会計特別会計予算書及び説明書の6ページを御覧ください。

第2表 債務負担行為です。

一番上の本庁舎整備事業は、事業期間の短縮を図る観点から、基本設計及び実施設計業務を一括発注し、令和5年度から令和6年度にかけて実施するため、債務負担行為を設定するもので、期間は令和6年度とし、限度額を3千851万1千円とします。

1つ飛んで（仮称）五条川防災センター整備事業は、令和6年7月の供用開始を目指しており、竣工後、速やかに防災資機材等の搬入を行う必要があることから、事前に契約手続を実施するため、債務負担行為を設定するもので、期間は令和6年度とし、限度額を2千512万3千円とします。

続いて、7ページを御覧ください。

第3表 地方債です。

まず、起債の目的及び限度額です。下から4つ目の防災センター整備事業は、限度額7億円です。一番下の臨時財政対策債は限度額2億円です。

次に、起債の方法です。起債の方法は、それぞれ普通貸借又は証券発行です。

次に、利率です。利率はそれぞれ4%以内です。

最後に、償還の方法です。償還の方法は、政府資金及び県資金については、その融資条件によります。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによります。

続きまして、12、13ページを御覧ください。

歳入です。

1款市税、1項市民税、1目個人、本年度43億2千92万5千円、1節現年課税分と2節滞

納繰越分です。

2目法人、本年度1億8千484万2千円、1節現年課税分と2節滞納繰越分です。

2項固定資産税、1目固定資産税、本年度58億5千854万4千円、1節現年課税分と2節滞納繰越分です。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、本年度1千458万6千円、1節現年課税分です。

3項軽自動車税、1目環境性能割、本年度683万5千円、1節現年課税分です。

2目種別割、本年度1億2千632万2千円、1節現年課税分と2節滞納繰越分です。

4項市たばこ税、1目市たばこ税、本年度4億5千937万1千円、1節現年課税分です。

5項都市計画税、1目都市計画税、本年度7億8千457万9千円、1節現年課税分と、1枚はねていただきまして、14、15ページを御覧ください。

2節滞納繰越分です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

服部財政課長。

財政課長（服部 浩之君）

財政課長、服部です。

引き続き、2款以降の歳入について、御説明いたします。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、本年度4千300万円、1節地方揮発油譲与税です。

2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、本年度1億1千900万円、1節自動車重量譲与税です。

3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税、今年度700万円、1節森林環境譲与税です。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、本年度300万円、1節利子割交付金です。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、本年度9千600万円、1節配当割交付金です。

1枚はねていただいて、16ページ、17ページを御覧ください。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、本年度6千500万円、1節株式等譲渡所得割交付金です。

6 款法人事業税交付金、1 項法人事業税交付金、1 目法人事業税交付金、本年度 2 億 2 0 0 万円、1 節法人事業税交付金です。

7 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金、1 目地方消費税交付金、本年度 1 7 億円、1 節地方消費税交付金です。

8 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金、1 目自動車取得税交付金、本年度 1 千円、1 節自動車取得税交付金の窓口計上です。

9 款環境性能割交付金、1 項環境性能割交付金、1 目環境性能割交付金、本年度 4 千万円、1 節環境性能割交付金です。

1 0 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金、1 目地方特例交付金、本年度 1 億 1 千 3 0 0 万円、1 節地方特例交付金です。

1 枚はねていただいて、1 8 ページ、1 9 ページを御覧ください。

2 項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、1 目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、本年度 6 3 4 万 7 千円、1 節新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金です。これは中小事業者等が市から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき、令和 5 年 3 月 3 1 日までに一定の償却資産及び事業用家屋を新規取得した場合、新規取得した償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準額が 3 年間にわたってゼロになる制度、いわゆるセンター設備特例により減収となるため、その減収相当分が地方特例交付金として交付されるものです。

1 1 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、本年度 2 2 億 5 千万円、1 節地方交付税です。

1 2 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金、1 目交通安全対策特別交付金、本年度 1 千 2 0 0 万円、1 節交通安全対策特別交付金です。

1 款飛んで 1 4 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料、本年度 1 千 1 3 2 万 3 千円、1 節総務管理使用料です。

1 枚はねていただいて、2 0 ページ、2 1 ページを御覧ください。

7 目消防使用料、本年度 2 6 4 万円、1 節消防使用料のうち、説明欄を御覧いただいて、新川ふれあい防災センター使用料 1 4 5 万 5 千円です。

2 項手数料、1 目総務手数料、本年度 2 千 3 3 9 万円、1 節総務管理手数料のうち、説明欄を御覧いただいて、2 行目の行政文書の写し交付手数料 3 千円と、放置自転車等撤去手数料 2 万円

と、その下の2節徴税手数料323万8千円です。

1枚はねていただいて、22ページ、23ページを御覧ください。

3段目です。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、本年度3千986万1千円、1節総務管理費補助金のうち、説明欄を御覧いただいて、1行目のクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金110万円です。

1枚はねていただいて、24ページ、25ページを御覧ください。

6目消防費国庫補助金、本年度6千990万円、1節消防費補助金です。

3項国庫委託金、1目総務費委託金、本年度72万2千円のうち、1節総務管理費委託金3万円です。

1枚はねていただいて、26ページ、27ページを御覧ください。

2段目、16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、本年度198万円、1節総務管理費補助金です。

1枚はねていただいて、28ページ、29ページを御覧ください。

上段の下から2つ目です。

7目消防費県補助金、本年度33万7千円、1節消防費補助金です。

3項県委託金、1目総務費委託金、本年度1億2千819万5千円のうち、2節徴税费委託金1億930万5千円と、その下、3節選挙費委託金1千373万円です。

1枚はねていただいて30ページ、31ページを御覧ください。

2段目です。

4項県交付金、1目市町村権限移譲交付金、本年度177万3千円、1節市町村権限移譲交付金です。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度2千332万円、1節土地建物貸付収入です。

2目利子及び配当金、本年度1万6千円、1節利子及び配当金のうち、説明欄を御覧いただいて、一番下、株式配当金5千円です。

1枚はねていただいて32ページ、33ページを御覧ください。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、本年度2千360万円、1節不動産売払収入です。

18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、本年度1千円、1節一般寄附金の窓口計上です。

1 9 款繰入金、1 項特別会計繰入金、1 目国民健康保険特別会計繰入金、本年度 1 千円、1 節国民健康保険特別会計繰入金の窓口計上です。

2 目介護保険特別会計繰入金、本年度 1 千円、1 節介護保険特別会計繰入金の窓口計上です。

3 目後期高齢者医療特別会計繰入金、本年度 1 千円、1 節後期高齢者医療特別会計繰入金の窓口計上です。

2 項基金繰入金、1 目基金繰入金、本年度 2 1 億 1 千 2 3 7 万 8 千円、1 節基金繰入金のうち説明欄を御覧いただき、一番上、財政調整基金繰入金 1 0 億 4 千 2 3 7 万 8 千円と、その下、減債基金繰入金 3 億円と、その下、庁舎整備基金繰入金 1 億円です。

1 枚はねていただいて 3 4 ページ、3 5 ページを御覧ください。

2 0 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度 2 億円、1 節繰越金です。

2 1 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目延滞金、本年度 4 0 0 万円、1 節延滞金です。

一番下です。

5 項雑入、1 目弁償金、本年度 1 千円、1 節弁償金の窓口計上です。

2 目雑入、本年度 1 1 億 9 千 1 1 6 万円のうち、1 節市町村振興協会交付金 3 千 2 5 8 万 6 千円と、その下、2 節総務費雑入のうち、1 枚はねていただきまして、3 6 ページ、3 7 ページを御覧ください。

説明欄を御覧いただき、中ほどの自治総合センター助成金 4 0 0 万円と、その下、放置自転車等売却代金 3 万円と、その下、清洲駅自転車駐車場移転関連補償金 3 0 0 万円と、その下、西枇杷島市街地住宅汚水処理場施設共同使用料 3 9 4 万 6 千円と、その下、水利組合費徴収交付金 4 3 万 6 千円と、その下、水利組合費助成金 7 万 3 千円と、1 つ飛んで電話使用料 4 千円と、その下、コピー使用料 4 万 3 千円と、最後の雑入 1 千円の窓口計上です。

1 枚はねていただきまして、3 8 ページ、3 9 ページを御覧ください。

右側の中ほど 8 節消防費雑入のうち、説明欄を御覧いただき、2 行目、自治総合センター助成金 1 1 0 万円と、その下、消防団員公務災害補償等金 1 千円の窓口計上と、その下、消防団員福祉共済制度事務手数料 1 万 4 千円と、その下、消防団員退職報償金 4 8 0 万円と、その下、ハザードマップ等売上収入 1 千円の窓口計上と、1 つ飛んで雑入 1 千円の窓口計上です。

1 枚はねていただきまして、4 0 ページ、4 1 ページを御覧ください。

2 2 款市債、1 項市債、3 目消防債、本年度 7 億円、1 節防災対策債です。

5目臨時財政対策債、本年度2億円、1節臨時財政対策債です。

その下、総務債については、清洲駅自転車駐車場整備事業の終了に伴い廃目としています。

歳入は、以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

飯田財産管理課長。

財産管理課長（飯田 英晴君）

財産管理課長の飯田です。

続きまして、歳出について説明します。

42ページ、43ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度7億5千151万7千円、1節報酬から18節負担金、補助及び交付金までです。そのうち、総務部所管は、説明欄の上から5行目の総務費369万円、一番下の固定資産評価審査委員会費4万円と、1枚はねていただきまして44ページ、45ページを御覧ください。上から2行目、行政不服審査会費18万円です。

続きまして、2目文書広報費です。

本年度3千868万2千円、1節報酬から18節負担金、補助及び交付金までです。そのうち総務部所管は文書管理費228万4千円です。

続きまして、3目財政管理費です。本年度1千125万9千円、10節需用費から17節備品購入費までです。財政管理費714万2千円と、法規管理費411万7千円です。

続きまして、5目財産管理費です。本年度3億1千401万3千円、1節報酬から1枚はねていただきまして、46ページ、47ページを御覧ください。26節公課費までです。前のページに戻っていただきまして、財産管理費6千100万1千円、庁舎費2億3千904万5千円、また1枚めくってはねていただきまして46ページ、47ページを御覧いただき、契約検査費202万3千円、基金管理費1万2千円、こちらは各基金費の窓口計上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

植本次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長（植本 雄介君）

総務課、植本です。

そのまま一番下の段を御覧ください。

8目公平委員会費、本年度14万2千円、1節報酬から次ページになります。1枚おめくりい

ただきまして、18節負担金、補助及び交付金までです。

そのまま48、49ページを御覧ください。

9目自治コミュニティ振興費、本年度7千664万6千円、1節報酬から18節負担金、補助及び交付金までで、市政推進委員費、コミュニティ推進費、コミュニティ施設費、清洲コミュニティセンター費です。

次の欄、10目交通防犯対策費、本年度4千437万4千円、1節報酬から18節負担金、補助及び交付金までで、関連費目は、交通安全対策費、防犯対策費です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

渡辺税務課長。

税務課長（渡辺 由利子君）

税務課長の渡辺です。税務課と収納課所管について、説明をします。

48ページ、49ページの下段を御覧ください。

2項徴税费、1目税務総務費、本年度2億8千834万7千円、1節報酬から、1枚はねていただきまして、50ページ、51ページを御覧ください。22節償還金、利子及び割引料までです。

税務管理事務費と過誤納金還付金等費です。

2目賦課徴収費、本年度7千151万2千円、10節需用費から18節負担金、補助及び交付金までです。市税課税费と市税等収納費です。

税務課と収納課所管は、以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

植本次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長（植本 雄介君）

総務課、植本です。

一番下の欄を御覧ください。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費、本年度103万8千円、1節報酬から、1枚はねていただきまして、52、53ページを御覧ください。

18節負担金、補助及び交付金までです。

2段目になります。

2目選挙常時啓発費、本年度21万円、7節報償費から10節需用費までです。

次の欄、3目県議会議員選挙費、本年度1千488万1千円、1節報酬から17節備品購入費までです。

総務課所管分は、以上でございます。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

舟橋危機管理課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

危機管理課、舟橋です。

続きまして、86ページ、87ページをお願いいたします。

2段目の9款消防費、1項消防費、1日常備消防費、本年度7億3千587万9千円、18節負担金、補助及び交付金で、広域常備消防費です。

2目非常備消防費、本年度1億159万4千円、1節報酬から、ページを1枚おめくりいただき、89ページの18節負担金、補助及び交付金までで、もう一度、87ページにお戻りいただき、消防団費5千403万円です。

再度、ページを1枚おめくりいただきまして、88ページ、89ページの中段です。

3目消防施設費、本年度1千817万2千円、10節需用費から26節公課費までで、消防施設費1千600万9千円と、消防車両費216万3千円です。

4目防災対策費、本年度9億6千895万5千円、1節報酬から18節負担金、補助及び交付金までで、危機管理部所管は防災対策費2千233万6千円、水防対策費668万9千円は、このうち5万円が危機管理課所管です。防災行政無線費1千883万5千円、新川ふれあい防災センター費1千455万9千円、（仮称）五条川防災センター費8億7千605万8千円です。

次に、少し飛びまして102ページ、103ページをお願いします。

2段目の11款公債費、1項公債費、1目元金、本年度22億244万2千円、22節償還金、利子及び割引料で、償還金元金です。

続いて、2目利子、本年度6千35万1千円、22節償還金、利子及び割引料で、償還金利子です。

最後に、12款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度3千万円、28節予備費です。

総務部、危機管理部所管分の歳入、歳出の説明については、以上となります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

岩田総務部長。

総務部長（岩田 喜一君）

すみません、説明漏れがありましたので、ちょっと補足させていただきます。

48ページ、49ページを御覧ください。

上段の表の一番下、自衛官募集（事務）費3万円、こちら危機管理課の所管になります。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

それでは、ただいまから審議に入るわけですが、質疑者、あるいは答弁者は必ず挙手をしていただき、指名の後、名前を名乗ってから、質疑あるいは答弁に入っていただくようお願いします。

それでは、質疑に入ります。

それでは歳入の6、7ページ。

林委員。

林 真子委員

林です。

では、この地方債に関連して、合併特例債について、少し現況をお聞きしたいんですけども、これは再三にわたり起債できる期間が延期されていますが、最終いつまでになってますでしょうか。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

服部財政課長。

財政課長（服部 浩之君）

合併特例債につきましては、2度の法改正により発行期間が10年間延長され、本市では新市建設計画の変更を経て、令和7年度までの活用が可能となっております。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林委員。

林 真子委員

それで、この合併特例債については、合併時の例えば、市町の数ですとかそういったところで上限額が決められていると思いますけど、清須市については幾らなんでしょうか。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

服部財政課長。

財政課長（服部 浩之君）

財政課長、服部です。

本市における合併特例債の発行可能額は約 2 2 1 億円となっております。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林委員。

林 真子委員

林です。

今、2 2 1 億円と。この黄色い施策のところの 1 6 ページですかね、合併特例債の話が載っておりまして、これは現在、この令和 5 年度末までを見たときに、この 9 5 億円ということでのよろしいのでしょうか、現況は。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

服部財政課長。

財政課長（服部 浩之君）

財政課長、服部です。

こちらの 1 7 ページのほうの 9 5 億円というのは、現状で残っている起債の額になりまして、発行額とはまた別になります。

発行額につきましては、令和 3 年度までに約 1 1 5 億円を発行しております。令和 4 年度の発行予定額 1 9 億 2 0 0 万円と、それから令和 5 年度当初予算 2 3 億 7 千 9 0 0 万円を含めると、発行総額は約 1 5 4 億円となっております。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林委員。

林 真子委員

ありがとうございます。合併特例債ですので、起債するときにもう目的とかいろいろ使途が限られてくると思うんですが、今後、2 2 1 億円のうち 1 1 5 億円ですか。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

服部財政課長。

財政課長（服部 浩之君）

令和3年度までに115億円。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林委員。

林 真子委員

そうですね。今後、何か特例債が使えるような事業があるのか、その辺の考え方と、これは交付税で7割ですね。そうすると、ありがたいところではあるんですが、3割というのはもちろんこちらの負担になるわけで、その辺、今後この特例債についてどのようにお考えか、お聞かせください。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

服部財政課長。

財政課長（服部 浩之君）

財政課長、服部です。

先ほども申し上げましたが、令和5年分を含めまして154億円、総額に対しまして約70%活用することになります。

それで今後、庁舎南側のほうの改修を考えておりまして、そちらの事業が令和6年度、7年度で予定しております。こちらの事業には特例債、発行期限が令和7年度までとなりますので、活用してまいりたいと考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林委員。

林 真子委員

ありがとうございます。永田市長もこの合併のときにはいろいろ事務をやられたということで、本当に効率よくという言葉は変なんですけど、上手にというか、これを使っていただきまして、本当に清須市としても助かったのではないかなあと感じておりますので、今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

他にあれば。6、7ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

それでは次に、12、13ページ。

林委員。

林 真子委員

すみません、確認だけなんですけれども、コロナに関しても様々、減税などしていただいて、そこに対して補填していただくというような形がずっと続いてきていると思うんですが、まず、この軽自動車税の環境性能割については、これは継続されているということによろしいでしょうか。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

渡辺税務課長。

税務課長（渡辺 由利子君）

税務課長の渡辺です。

軽自動車の環境性能割につきましては、一番初めにこの税が始まったのが令和元年10月でございます。このときに消費税率の引き上げによる消費の反動減対策として税率が1%軽減され、その後、コロナ感染症緊急経済対策における税制上の措置ということで、令和3年12月31日までは延長されておりましたが、その後はございません。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林委員。

林 真子委員

分かりました。ありがとうございます。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

よろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

それでは次に進みます。14、15ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

それでは次に進みます。16、17ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

それでは次に進みます。18、19ページ。

林委員。

林 真子委員

この一番上段の新型コロナウイルス感染症対策のところですか。先ほど、詳しく説明をいただきまして、ちょっとすぐにはなかなか理解できなかったんですけども、要するに中小企業さんの関係で、減った税収の分の補填ということによろしいのでしょうか。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

服部財政課長。

財政課長（服部 浩之君）

財政課長の服部です。

はい、そういう理解で大丈夫です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林委員。

林 真子委員

すごく簡単な理解なので申し訳ないんですけど、あと確認で、これは令和4年度の当初に廃項になって、補正で入って、今回また登場してるということで、これはどういう流れになっていったのでしょうか。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

服部財政課長。

財政課長（服部 浩之君）

財政課長、服部です。

こちらの新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金には2種類ございまして、令和3年度まで中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置、こちらがございました。当初予算では、こちらが終了したということで、それと、先ほど御説明しました先端設備導入計画に基づいた減税、こちらのほうがその時点、当初予算の編成時点ではちょっと把握ができておりませんでしたので、今回3月補正で予算計上させていただいたという経緯がございます。

そのまま引き続き、令和5年度についても、一部、続きますので、当初予算では計上させてい

ただいたということです。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林委員。

林 真子委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

他よろしいでしょうか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

それでは次のページ、20、21ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

それでは次のページ、22、23ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

それでは次のページ、24、25ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

それでは次のページ、26、27ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

それでは次のページ、28、29ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

それでは次のページ、30、31ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

それでは次のページ、32、33ページ。

天野委員。

天野 武藏委員

21番、天野です。

これの一番上の財産収入の不動産売却収入、これは何を、物件を売り払ったりするんですか。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

飯田財産管理課長。

財産管理課長（飯田 英晴君）

財産管理課長の飯田です。

こちらにつきましては、旧の一場保育園の土地を令和2年から令和6年の5年間の分割でお支払いをいただくものでございまして、令和6年度まで2千360万円を計上させていただく計画でございます。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

天野委員。

天野 武藏委員

相手はあそこのところですか。売る相手は。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

飯田財産管理課長。

財産管理課長（飯田 英晴君）

医療学院のほうに売りましたので、もう既に。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

天野委員。

天野 武藏委員

清須市の今後このような物件というのはまだありますか。売り払うような物件というのは。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

飯田財産管理課長。

財産管理課長（飯田 英晴君）

例えば、今現在、名古屋本線の高架事業等で替地を希望されている場合に、旧の清洲の給食センター跡地、あちらのほうを希望される方もおみえになりまして、今年度、2区画そちらを希望

されまして譲るようなことをしておりまして、今後そういった別の事業に伴う売払い等が発生する可能性はあると思います。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

天野委員。

天野 武藏委員

それ以外に、こういう土地なんか清須市の持ち物で塩漬けになってるようなところがあるかなと思うんですけど、そういうものは把握してみえますか。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

飯田財産管理課長。

財産管理課長（飯田 英晴君）

そういった細かい土地とかございまして、隣接の方から希望された等の場合は対応のほうをさせていただいているというような現状でございます。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

天野委員。

天野 武藏委員

その塩漬けというのはやはり有効に利用していただきたいと思うんですけどね、どうしてもいつまでたっても、そのままずっと小さな土地が清須市として残ってるだけでは、やはり有効に利用しないと。今言われたように、近隣の方がやはり使われるしか、自分もないかなあと。大きな土地だったら、もう簡単に売れたりするから、そこを少し前向きに、やはり近隣の方にちょっと働きかけるとかしていただいて、そういう塩漬けになっているところだけを早く整理できるようなら、1つでも2つでも。

それはどれくらいあるかということは把握してみえますか。何筆くらいいくと。難しいならいいです。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

飯田財産管理課長。

財産管理課長（飯田 英晴君）

すみません、数までは把握していないんですけど、やはりそういった土地がいろいろなところ

にあるのは把握しております。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

天野委員。

天野 武藏委員

そういうものを少しずつでも整理できるように、前向きに取り組んでいってください。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

他にあれば。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

それでは次のページ、34、35ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

続きまして、36、37ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

続きまして、38、39ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

続きまして、40、41ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

続きまして、42、43ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

続きまして、44、45ページ。

林委員。

林 真子委員

庁舎費のほうでお聞きしたいんですけども、まずこの南館のほうの整備、修繕ということになってくるわけですけども、これは確か私どもに説明いただいたときに、建て替えるのか大規模に修繕していくのかと、そういうところも含めて検討してというようなことをお聞きして、その後の経過はあまりお聞きしてないものですから、最終的に修繕というか大幅な改修に至った経緯というか、そちらのほうも少し説明していただければと思います。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

飯田財産管理課長。

財産管理課長（飯田 英晴君）

財産管理課長の飯田です。

今年、基本構想の策定を行っております、まず南館の現状の調査ということで、構造等の調査においては満足な状態でしたので、まず解体という1つ目の方法ということはなくしております。

続きまして、いろいろな今の現状を把握した上で、防水とかの外装及び設備とかがもうかなり老朽化してますので、設備及びそういったLED化等を含めた内装工事といったことを計画しております。

また、その上で、その工事をどうやってやるかということで、例えば、いながら改修ということで、そのまま執務を行いながらやる方法もございますし、または仮設庁舎等を造って、一旦、人をどこかにずらして、中を空にしてやるとかという方法もございます、そういった方法論を含めて今、基本構想策定の中で検討している次第でございます。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林委員。

林 真子委員

いろいろな御検討の中で、要するに「躯体というか、そのものは大丈夫だけれども、設備が」という感じに、今ちょっとそのようにはお聞きをしたんですけども。

これはかなり古い建物ではありますね。今後どういう計画で、例えば、大規模に設備をいろいろなところをされるんですけども、今の新しい南と北とでかなり違いますよね、建った年度が。そうすると、今度こちらがまた今度、どうしようという話になってくるのかなあとと思いますけど、そちらのほうまで考えながらの今の結論ということで、費用対効果いろいろなことがあると思う

んですけども、そういう結論に至ったということによろしいのでしょうか。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

飯田財産管理課長。

財産管理課長（飯田 英晴君）

ええ、そういったものも含めて、今、費用対効果とかも考えて、最適案をいろいろ考えて作っているのが現状でございます。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林委員。

林 真子委員

ありがとうございます。分かりました。

ちょっと中の細かいところでお聞きしたいんですけども、ここ全体に照明はLED化をするというふうにお聞きしたと思うんですが、そういうことよろしいですか。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

飯田財産管理課長。

財産管理課長（飯田 英晴君）

はい、もちろん今回はLED化はもう行うようには計画はしております。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林委員。

林 真子委員

今あちらこちらの事例を見ますと、LED化にしてしかもリースというところも出てきていますね。こういうことも選択肢というか、お考えの中にあるのか、今後ですけども考えていかれるのか、ちょっとその辺をお聞きしたいなあと思います。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

飯田財産管理課長。

財産管理課長（飯田 英晴君）

リースも含めて検討のほうはしておる次第でございます。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林委員。

林 真子委員

はい、大きな事業ですので、しっかりと検討していただきまして、よりベストな方向に向けて事業を進めていただきますように要望させていただきまして、この質問を終わります。ありがとうございます。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

他にあれば。伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

伊藤です。

今、庁舎費ということですけど、これはいろいろな工事の発注をされてると思うんですけど、契約等で。今、一般的にですと、行政というのは設計は設計、施工は施工で入札するというのが今までは一般的だったんですが、最近の傾向としてはデザインビルド方式というんですか、設計と施工を同じ業者に出したほうがより一層、効率が上がるということも行政の中でも行われてくるケースが増えてきたんですけど、その辺のことってどのように研究してみえるのか。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

飯田財産管理課長。

財産管理課長（飯田 英晴君）

確かにそういった他市町のほうでそういったデザインビルド方式といったことをやってる自治体もございまして、うちのほうも確かにそういった方法も今後、研究していかないとあかんかなとは思ってますが、まだ今のところちょっと具体的な研究のほうには入ってないというのが現状です。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

これまでのいろいろな市の建物、建設したのを見ますと、その辺の研究も進めていただいたほうが、よりいいものが建つような気もするんですが、しっかり検討していただきたいと思います。今回この建物の改修ということで巨額な予算が発生すると思いますので、ぜひとも試してい

ただくといいのかなというふうに思います。

それと、直接この予算には関係しないかも分かりませんが、西枇庁舎が耐震基準を満たしてないということで、令和6年9月までに退去をお願いしていると、URのほうはね、そういうお話があるんですが、URのほうとの調整もされてるとは思うんですけど、大体、順調に進んでいるんですか、退去のほうは。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

飯田財産管理課長。

財産管理課長（飯田 英晴君）

大きな問題というのは起きてないというふうにはお聞きしております。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

その後、庁舎を更地に最終的にしなあかんということになると思いますが、その後の土地の活用もしくは払い下げとか売却のことも視野に入れて進めなあかんと思うんですけど、その辺のことというのはまだまだこれからですか。何か進んでいること、方針が出ていればお聞きしたいと思います。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

岩田総務部長。

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長の岩田です。

取り壊しが始まる頃にもう考えなければいけないというふうには考えているんですけども、その際は企画政策課が中心になって、利活用できる所管課等を含めてしっかり協議したいと考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

他、44、45ページあれば。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

それでは次のページ、46、47ページ。

(「なし」の声あり)

総務常任委員会委員長 (松岡 繁知君)

続きまして、48、49ページ。

林委員。

林 真子委員

林です。

この中でお聞きしたいんですけども、自転車乗車用ヘルメットの促進事業ということでやっていたいております。

それで、私、決算のときにちょっとお願いして、これを利用された方が非常に手続きが煩雑で大変だったというお声があって要望させていただいたんですが、その後この申請方法で改善点があれば、また教えてください。

総務常任委員会委員長 (松岡 繁知君)

榎本次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長 (榎本 雄介君)

総務課長の榎本です。

9月の委員会でお尋ねしていただいた件だと思います。

その時もお話しさせていただいておりますが、この事業が県との協調事業になっておりまして、申請に係る書類につきましては提出するものが決まっております。

そういった中ではございますが、窓口に来られる方、特に高齢者の方につきましては、我々のほうで御用意できるようなこと、コピーをしたりだとか画像に代えて申請に付けるといったようなことで、署名は当然、御本人さんにやっていただかなければいけないんですけど、なるべく書かない申請をということで、課員のほうには指示をしております運用をしております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長 (松岡 繁知君)

林委員。

林 真子委員

ありがとうございます。ヘルメットはぜひかぶっていただきたいものですから、お願いします。

ちなみに参考にお聞きしたいのですが、この事業は高齢者の方とあとお子さんの方になります

が、割合的にはどちらの世代の方の申請が多いのでしょうか。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

榎本次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

児童と高齢者、児童のほうが申請の件数は多いです。

具体的に申し上げますと、昨年度305件の総数のうち高齢者が114件、児童生徒が191件となっております。

令和4年度につきましては、この3月1日で申請の期限が来ておりますので、集計ができておりまして、こちらも総数が343件、高齢者が160件、児童生徒が183件となっております。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林委員。

林 真子委員

林です。

ありがとうございます。どちらの方も命を守っていただきたいということは大事なことだと思いますので、これからも、特に窓口での対応、高齢者の方もいろいろ大変だと思いますので、特に気を使っていただきながら、1件でも多くの方に申請していただけるように、枠内いっぱいですけれども、お願いしたいと思います。

要望でお願いしておきます。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

他にあれば。48、49ページ。

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

コミュニティの推進費のほうの関係です。

こちらのほうで今、具体的にこの予算について何々ということもないんですが、例えば、市が認める集会所、この集会所の在り方も旧町ごとにかなり実態が違うわけで、例えば、私どもの西枇杷島地区に行きますと、町内の数が60近くあるといった中で、集会所もなかなか、持てるだけの組織力がないというところもあるわけですが、1つ懸念するのが、この集会所の土地を取得

するときに、例えば、市街化調整区域でも建てることは、これ1つ集会所というのはできるわけですか。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

榎本次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

はい、可能でございます。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

そうすると、実例もあるわけですか、過去に、合併後、市街化調整区域の土地を取得されたという。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

榎本次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

平成26年に春日地区で用地取得という事例がございます。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

例えば、西枇杷地区、新川地区、清洲地区、春日地区でも、市街化調整区域が地域内にない地区というのはかなりあるわけだよね。それに限らず、市街化調整区域というのは安く取得できると思うんですが、集会所建設のときの土地の補助金が市の場合、600万円が上限になっていると。他に何のあれもないわけですね。ここは頭ですよということだけ決まってて。

今、土地が結構、上ってきてるような気がして、私どもの近くでは大体、坪50万円出さないとなかなか買えないという状況になってきてる中で、ただでさえ町内会が多くて、1つの町内で組織をまとめて集会所を建てるのが難しい。多分これ、もう新たに土地を買ってまで集会所を建てる地区は、私どもの西枇杷地区では出てこないと思うんです。

ましてや市街化調整区域も隣接地にない。旧西枇杷島町全域が市街化であるということで、安く取得できる土地もないということで、この辺が旧町時代のルールで言えば、公平に近いんだと

はと思いますが、各地区によっては土地の値段にもばらつきがあるので、その上限600万円、ただ1つの括りだけでコミュニティの基地を造ってほしいというのもちょっと乱暴な気もするんですけど、その辺の検討というのは今後していただけますか。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

榎本次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

今、委員がおっしゃったとおり自治会、町内会の立地によりましては土地の評価額が違っていると、高いケースもあるということは認識しております。そういったように地元の方から見れば非常に不公平感があると思われるということについては、不思議ではないというふうに私どもも感じておりますが、まず、この用地取得というような制度なんですけど、他の自治体を調査したときに、この制度を持っている自治体というのが非常に少ないんですね。私どもの立場から申し上げても、コミュニティの活動を推進するという立場から非常にいい制度だとは思っておりますが、一方で、補助制度の前提としまして、個人とか団体の資産の形成につながる可能性のあるもの、こういったものについては、ちょっと慎重にならざるを得ないというようなことがあります。

こういったことが理由で、他市町においてこの用地取得というような制度が浸透していないんじゃないかなあというふうには考えております。

今、委員がおっしゃったように在り方というところで考えていかなければいけないと。今この制度だけのところにフォーカスをしておりますが、市全体様々な補助金制度がございますので、市全体の中で在り方を考えていかなければいけないということになるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

これはコミュニティの、今、清須市は私から見ますと、町内会の加入率も高く皆さんが熱心に地域の活動を見守っていただいておりますが、これは残念ながら徐々に加入率もどんどん下がってきてしまうというのは傾向としてこれ、止まらないと思います。

そういった中で、町内会に頼るということになりますと、この町内会の集会所の基地というのは大変重要であると。

しかし、課長さん御存じのように、ある地区においては町内会組織をやめればブロックの役員をやらなくてもいいのかとか、いろいろな話がもう来てると思います。

そういった中で、うちの市の考え方というのは、あくまでもブロックであると、コミュニティの基地推進に関してはブロック制を取っているといった中で、町内会とそのブロックの難しい整合性を保ちながら、現時点では正攻法ではあるだろうが、次にはいよいよ市がコミュニティの基地を造らなアカンのかという議論も、これ進んでくると思うんです。加入率が下がって、今のブロックで維持できない。

特に、私ども西枇杷地区では、課長さんも御存じのようにコロナの影響もあり、昨年度から体育祭もできなくなっていると。西枇杷島地区だけがスポーツフェスティバルということで、町内会、ブロックを介さない事業になってると、そういうことがたまたま今年で終わるかも分かりませんよ。来年はきちんとできるのかも分かりませんが、そういう流れになっている中で、清須市全体が1つのルールで1つの速度で動いているとは思えないんですね。

西枇杷地区については、今の町内会を中心としたコミュニティの維持が難しくなっているというのが、もう現状として現れてきていると思うんです。その辺について、この集会所については町内会の財産を認めてると。それに対して市が補助金を出してやってみえるということで、どこかでこれ、整合性が崩れると思うんですよね。

その辺のことは将来的に見まして、どのように考えてみえるのか。地域コミュニティの維持の仕方について。このまま行くとはい、ちょっと私にはちょっと考えられないんですけど。その次の手はどのように考えてみえるのか。

以前にも一度、委員会で質問させていただいたんですけど、例えば、ブロック長、市政推進委員がどこも出していただけないと。誰も出していただけなくなったときには、市のほうから派遣していただけるのか、その辺も含めてどのように考えてみえるのか、少しお聞かせ願いたいと思います。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

植本次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長（植本 雄介君）

今、何点か御質問いただきましたが、まず、大きな考え方というのは、ブロック制を敷いたということは、活動枠の拡大という形で考えております。統合という意味合いではございませんので、高齢化が進んできて活動が停滞してきたというところを、また活動枠を拡大することによっ

て活性化につなげていこうということになりますので、その枠組みの中で不自由になってきた、できなくなってきたということであれば、その一段階また大きな組織、小学校区が中学校区になるような枠組みを広げていくというのも1つだと思います。

また一方で、最近、新聞記事なんかであります、例えば、PTAなんかでも任意の団体だと。自治会、町内会もちろん任意の組織でございますので、ここを強制するということはちょっと不合理であると。

ですが、私どもの立場から言えば、今後の福祉や災害のことを考えますと、住民組織を育成するというのは非常に大切なことだと思っております。

ただ、このコロナの影響もありまして、新しい生活様式というんですか、いろいろと皆さんの考え方が変わってきてます。そしてデジタル化の推進ということもございまして、基本的な考え方というのは、その集会所というのがコミュニティの活動の起点となるというのは、これはもう間違いないことだと思うんですが、今言った新しい考え方によりますと、むしろ集会所を持たないよと、結局、1つの施設というのはもう未来永劫、お世話をしていかなきゃいけない。それが次の世代、次の世代へと引き継いでいくというような社会の流れになってきていない。

実際に、ない地区のお話を聞く機会も何回かございますが、あえて持たない。幸いなのかちょっと語弊がありますが、清須市市域が小さいものですから、少し歩けば公共施設がたくさんあるのでそこでやればいいと。役員会であれば、喫茶店やファミリーレストランでやればいいんじゃないかというような考え方もございますので、どちらか一方に振れるということではなく、いろいろな状況、いろいろなお話を聞きながら、見えてくるものじゃないかなというふうには考えております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

今の課長のお言葉を聞いて安心したんですけど。

本当に、課長さんが一番よく理解してみえると思いますけど、旧西枇杷島町では小規模、中規模、公共施設が地図上で点在させてあって、そちらのほうの公共施設を使えば集会所にしわ寄せがないということで、今後も集会所の新築とか新たに用地を買ってまでの集会所というのはもう出てこないと思います。今の現状では。

そういった中で、そのようなことも考えていただいて、公共施設、先ほど言いました西枇杷庁舎の解体後ということも含めて考えていただくとありがたいなと思います。

あと1点、この集会所について。

集会所の整備補助金とか自治総合センターの助成金が出てますが、西枇杷島町の町内会というのは集合住宅ごとに町内会がある、自治会があるというところも多数あるわけです。そういった中で分譲マンションもあれば賃貸もあります。そこに集会所というのが備わっているという集合住宅もございます。

その中に、この予算にというのは反映されるのか、集会所として認めていただいているのか。それと、自治総合センターの助成金を使った備品の購入ができるのかということです。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

榎本次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

分譲マンションなんかにある集会所のことをおっしゃってみえると思うんですが、特に細かい条件がございませんので、今の市の要綱上では可能だと思います。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

自治総合センターの助成金も申請を上げれば備品購入等できるということによろしいですか。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

榎本次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

はい、おっしゃるとおりでございます。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

ありがとうございます。結構です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

他、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

総務常任委員会委員長 (松岡 繁知君)

続きまして、50、51ページ。

(「なし」の声あり)

総務常任委員会委員長 (松岡 繁知君)

続きまして、52、53ページ。

林委員。

林 真子委員

林です。

こちら選挙常時啓発費、選挙費の関係のことで少しお聞きしたいんですが、来年度、この令和5年度も選挙がいろいろあるんじゃないかなと思うんですけども、なかなか啓発をいろいろしていただいても投票率が最近、伸びないということで、もう過去、何人かの議員からいろいろな提案がされてますよね。

例えば、期日前投票所がちょっと足りないんじゃないかとか、民間のスーパーとか駅とかああいうところでやったらどうなのかとか、あとはいろいろなツールを使って選挙のアピールをしたらいんじゃないかとかいろいろなことがあって、ちょっと選挙管理委員会さんの中ではいろいろな課題としてお話をさせていただいてると思うんですが、そうしたことに對してどのような結論になっていて、今後、何ができるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。投票率を上げるための取組として。

総務常任委員会委員長 (松岡 繁知君)

榎本次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長 (榎本 雄介君)

総務課、榎本です。

選挙管理委員会のほうでは正式な議題としては上っておりませんが、事前の協議の中で、まず、よく質問がございます期日前投票所、これについてのお話ございました。

これ、以前、正式な議題で、清須市というのは市域が小さいものですから、1か所が適当であるというような答申をいただいております。

その当時から状況が変わったかというような検証をいたしますと、これはあまり変わっていないということでございまして、近隣でもこの知事選挙において、スーパーなんかで期日前の共通

投票所を設置したというところもございます。2市、2か所ですかありまして、実際に私どもも当日、見に行っております。

選挙後に担当者のほうに状況をお聞きしたところ、どの自治体も当然、期日前投票の投票率が上がったということは確認できておりますが、それが全体の投票率を押し上げたかということになりますと、ちょっと判断がつかかねるというようなお話に終始をいたしました。

では、当市のほうでは何をやってきたかということでございますけれども、私、総務課のほうに令和3年に異動になってきましてからやらせていただいたのが、期日前投票所の前にフォトフレームを大きな市のキャラクターの等身大のフォトフレームを作成しまして、それを設置してあります。そこで撮影をしていただいて、SNS上に上げていただいて啓発を図るというような目的でございます。

あと、前回の選挙においては、投票済証のほうのデザインをちょっと変えさせていただいて、こちらも市のキャラクターを使いまして、ちょっとカラフルなものにさせていただきました。ちょっと集めたいなというようなものになっていただければいいなと願っております。

これが本当に投票率に直結しているのかということについては、確証というか検証はできておりませんが、一助になっているなということについては思っております。

今後、よく御要望いただくその期日前投票所につきまして、引き続き、選挙ごとにその効果を見きわめて、研究を続けていくということになるかと思えます。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林委員。

林 真子委員

ありがとうございます。いろいろ各地、例えば、今の投票済のところいろいろなプレミアムをつけたりとかそういうことまでやっているところもあります。私たちはいつも選挙を入れていただくほうなので、こちらの政治家のほうの発信とか政治のほうの問題は多分あるとは思いますが、やはり投票しやすいということが一番いい結果につながるのかなあとも思っております。

そうした中で、これは要望なんですけども、今、投票所のバリアフリー化ですとか、これは建物だけの話ではなくて対応ですよ、障がいをお持ちの方ですとか高齢者の方、どんどん増えてきて大変な思いをして、でも投票に行ってください、また行こうとする方がみえますので、これ

は設備で何とかしようと思うと大変ですので、ぜひ携わる人たちの心の問題で、是非こういう方たちが気持ちよくというか投票できますように。

というのは、大変、皆さん、緊張されるそうです、投票に行くと。これはあんまりよくないなあと思いますので、そんなに緊張するような所ではないんですけど、そういうこと慣れない所なのでありますので、そうした雰囲気づくりも是非していただいて、こうした今まで足を運べなかった方も投票できるような仕組みづくりを研究していただきたいなあと思いますので、要望させていただきます。

ありがとうございました。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

他よろしいでしょうか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

では次のページに行きます。86、87ページ。

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

広域常備消防費のところで、この負担金のほうです。こちらのことでお伺いします。

これは広域行政で進めてみえて、負担金というのがいろいろな計算方法が用いられてるんですね。こちらのほうの負担金が、258ページのほうについてるんですけども、消防負担金の負担割合、こちらのほうというのは、この割合が決まったのはいつ頃からこの割合でやってるんですか。合併前でしたか、これ、東部、西部統合したのは。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

舟橋危機管理課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

危機管理課、舟橋です。

現在のこの消防負担割合の均等割100分の20、人口割100分の10、基準財政需要額割100分の70といったこの負担割合は、西春日井広域事務組合が発足した2003年4月から施行されてるといふふうに聞いております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

合併前なんですか。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

舟橋危機管理課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

ごめんなさい、西春日井広域事務組合が発足した2003年4月から施行されているということです。この負担割合はです。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

市町村合併の前ですか、これは。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

舟橋危機管理課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

はい、市町村合併前です。広域が発足したときからということです。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

これ、この部分に限らず、市は広域行政の中でいろいろな負担割があるんですけど、こういうもの見直しとかの必要性があれば、例えば、事務屋間で何年に一度は精査してるんだよとか、そういう話し合いというのは、他市町との協議というのは定期的にやってるとかそういうことはないんですか。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

舟橋危機管理課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

この負担割合については、特にそういったことはございません。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

他の部分でも2次救急とかいろいろなところで負担金があるんですけど、設立当初から見ると、結局、搬入割とかいろいろなのが、数字が結構、安定した数字が出てきてるといった中で、そこだけで見ますと、何か大変、言い方は申し訳ないんだけど、うちの市が余分に払ってないですか、これ。その辺を見ると、案分の70%を払っているこの基準財政需要額割というのも、これどうなんだろうなあ、これ。

要は財政力がない町は負担が少ないということなのかな、これは。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

舟橋危機管理課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

この負担割合につきましては、旧町のところも1回、調べてみたんですが、旧の東部3町では均等割が100分の20、基準財政需要額割が100分の80、旧西部4町では均等割が100分の25、人口割が100分の5、基準財政需要額割が100分の70ということでありまして、これ、恐らくなんですけれども、両者のバランスの取れたところというところで、この今現在の負担割合に落ちついているのかなというふうには感じております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

うちの市だけが得する方法を考えてもいかなんですけど、あまりにもうちの市の負担が多いというわけではないとは思いますが、適正な案分方法があればそれにこしたことはないので、ある程度、3年に1回とかそういう見直しをかけていただいてもいいかなと思いますので、これに限らずですけど、よろしくをお願いします。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

よろしいでしょうか。他にあれば。

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

259ページになるんですけど、消防施設費というところで防火水槽の管理というのがあるんですけど、こちらのほう多分、50年以上前の防火水槽等がここに入ってるんじゃないかと思うんですけど、中には車が通ったり人が通ったりということで、耐震基準も多分ないような防火水槽があると思うんです。その辺の安全確認というのはどのようにされているのか。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

舟橋危機管理課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

危機管理課、舟橋です。

この防火水槽また消火栓もなんですが、広域事務組合のほうは年1回以上、点検をしているということでございます。その際に不備等があれば、こちらのほうに連絡をしていただくというそういう形になっております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

そちらのほうで管理してもらってるよということなんですけど、車が通るところにあるような防火水槽の強度というのは、多分そこまでは調べてないと思うんです。これ、地震があったときに耐えられるかどうかもですが、それより平常時の中の利用の中で、例えば、車が乗ったら落ちて大事故につながったとか、そういうことになりかねない場所もあると思うので、これ、ちょっと防火水槽、私の子どものときからあるようなものもありますので、もう50年、60年前からの防火水槽がかなりあると思うので、その辺の危ないものだけでも早くチェックしていただくと安心できるんですけど、どうですかね、その辺。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

舟橋危機管理課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

今後も、特に路上などに設置されているものとか、老朽化しているものに対しましては、特に注意をはらいまして、必要に応じて修繕等を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

他、よければ次に進みます。

では次、88、89ページ。

林委員。

林 真子委員

何点かあるんですけど、いいですか。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

では、ここでお昼休憩とさせていただきます。

再開は、1時30分より再開したいと思いますのでお願いいたします。

（ 時に午前11時54分 休憩 ）

（ 時に午後 1時30分 再開 ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

それでは、休憩前に引き続き、再開させていただきたいと思います。

それでは、88、89ページからお願いします。

林委員。

林 真子委員

林です。すみません、防災対策費の中で確認でお聞きします。

まず、防災活動費ということで、主要施策のほうの261ページです。

この中で、備蓄品の件で少しお聞きをしたいんですが、まず、これは令和5年末にこれだけの見込み数ということで、食料とか飲料水の件、書いてあるんですが、ちょっとこの内容を見たときに、ほとんど炭水化物というか主食になっていると思うんですね。たまたま今、災害のときの避難所での災害関連死の問題とかいろいろなことを取り上げる、先日も勉強会みたいなものがあったんですけども、やはり炭水化物だけだと、最初の三日間にしてもかなり体調を崩されるということで、こうした中でたんぱく質ですとかビタミンとか、これをどうしていくかということなんですけれども、単価も高いものですし、備蓄品として備蓄するのは大変かなと思うんですね。こうしたことに関して、例えば、自助で各個人での備蓄を促す、また、こういう災害時の協定を結んでいる所からいかにしてそういう食料品を供給してもらうか、この辺が課題になると思うんですけども、ちょっとそうした観点からのもし見解があれば、お聞かせください。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

舟橋危機管理課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

危機管理課、舟橋です。

まず、備蓄食料につきましては、クラッカーやおかゆなど食べやすいものを中心に計画的に購入をしております。まず、目標値の10万6千650食に向けまして、今後も購入していきたいと考えております。

また、本市の備蓄食料のみで、委員がおっしゃるように栄養バランスを取るというのはなかなか難しいと思います。これまでも各御家庭で食料を備蓄していただくように啓発のほうをしてきたわけですが、今後は栄養バランスや使い勝手ということも考えて、各家庭にあった食品を選んでいただくよう改めて周知、啓発のほうをしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林委員。

林 真子委員

なかなかこれ、皆さん、これを食べていれば大丈夫だと思われる方も多いようですので、まだまだ備蓄をされている方の話を聞くと少ないですので、ぜひそういう今、災害時用に特化したというそういう商品もありますので、1週間分くらいは何とか備蓄ができるように、これは自助を進めていくしかないかなと思うんですが。

あともう一点、清須市でこうしたお弁当ですとか、いろいろな食料品をそういうときに供給してくださるような協定は、どういう所と結んでいらっしゃるのか、お聞かせください。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

舟橋危機管理課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

地元ですと、フィールさんとかヤマナカさんとか、そういうスーパー関係とは提携をしております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林委員。

林 真子委員

以前からいろいろなこうしたことの訓練ですとか、こういうことも必要だなということもいろ

いろなところからお話が出てますので、私も自分の中で頭に浮かばないので、どういうふうになんてそれが来て、どうやって管理するのか、避難所で、そういったこともシミュレーションしながら考えていくことが必要かなと思いますので、そうした視点をお願いします。

それから、あと備蓄品で消耗品ではないんですけども、最近の避難所生活を見ていますと、パーソナルなテントみたいなものもよく使っているように思います。

清須市もダンボールベッドですかパーテーションとかかなりそういうものはあると思うんですが、テントについては、今後、備蓄のお考えはどうでしょうか。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

舟橋危機管理課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

私も他市の方に行きまして、そういったものを実際、備蓄して、実際、避難所に置いてあるところもございましたので、そういったことも含めてまた研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林委員。

林 真子委員

ぜひ、これ、必要になってくると思いますので、お願いします。

すみません、同じページでもう一点、ちょっと「すぐメール」の件でちょっとお聞きしたいです。

この主要施策の概要の中で、最近これ、防犯のほうになるかもしれませんが、不審者情報が非常に減ってきているなと感じてるんですね。一時期、大変多かったのに、かなりこの「すぐメール」が抑止に働いてるんじゃないかと、私は思っております、そうした面からも災害時も平常時も非常にこのメールは私は優れたものだと思っておりますので、今現在の登録者数とか登録率とか、その辺の現状が分かったら教えてください。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

舟橋危機管理課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

現在の登録者数、これは3月5日時点でありまして、1万2千909名となります。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林委員。

林 真子委員

このメールは本当にいろいろな意味で効果が出てくるメールかと思いますので、今までも一生懸命、登録者数を増やしていただきましたけれども、是非、もっともっと登録していただけるように、私どももPRしていきますので、またお願いしたいと思います。

一応、このページは、以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

他にあれば。88、89ページです。

天野委員。

天野 武藏委員

防災対策費の中の下のほうに、五条川防災センター費8億7千万円くらいあるんですけど、これは以前に大まかなことは市長のほうから説明は少し受けたことがあるんですけど、全協の中でちょっと細かいこと、前の清洲の庁舎跡に建てるということだと思うんですけど、ちょっと詳しいことを教えてください。どのようなものを備蓄してどのようなことをするかということ。

設計は終わってるので、大体できるんじゃないかなと思うんですけど、お願いします。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

舟橋危機管理課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

場所は、前も申しましたとおり清洲庁舎跡地のほうの大体、北東の位置になりますけども建設する予定でございます。

構造は鉄骨造りの2階建て、延床面積は約1千300㎡を予定しております。

1階フロアは防災資機材、備蓄食料等を収納する防災倉庫がメインとなりまして、また、1階の一部と2階フロアは会議室などとなりまして、災害時には避難者が滞在するスペースとなりますけれども、日頃は市民の皆さんに貸館利用をしていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林委員。

林 真子委員

今のお話の中で、すばらしい所ができてありがたいなあと思ってるんですが、避難所として使われる際に、昨年度もこういう質問があったかと思いますが、400人くらいのキャパシティーとお聞きしたんですけど、そういうことでよろしいですか。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

舟橋危機管理課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

多分、400人くらいというのは、大体1人当たり2㎡くらいの面積で申し上げたと思うんですが、今いろいろ感染症対策も含めて、3㎡設けなさいという形でも言われてますので、それで換算しますと、250名くらいになるかと思います。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林委員。

林 真子委員

そうすると、今までこの対象地域、どこの方が行ってもいいとは思いますが、主な対象地域というのはどちらのほうに、町内会になるんですか。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

舟橋危機管理課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

対象地域としましては、清洲第7、第8、第9ブロック、あと西市場1・2・3丁目ブロック、そのエリアになるというふうに考えております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林委員。

林 真子委員

そうしますと、こういった方々、今までの指定避難所というのはどちらになるんでしょうか。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

舟橋危機管理課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

このエリアですと、清洲小学校又は清洲保健センターという形になると思います。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林委員。

林 真子委員

そうしますと、今までの避難想定の人数いろいろあったと思うんですが、これはコロナの対策ということがあって少なくはなってるんですが、キャパシティとしては広がったと思っていいんでしょうか。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

舟橋危機管理課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

はい、少しではありますが、増となっておりますというふうに考えております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林委員。

林 真子委員

あと、新しく今回できる施設ということで、今までなかなか避難所としてできなかったような機能とか、その辺も充実されるのではないかなと思うんですが、もしそういう面がありましたら、お知らせください。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

舟橋危機管理課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

今回の防災センターはほとんど防災対策として、この建設予定地の東側の道路下に中圧Aというガス導管が布設されております。この中圧Aガスというのは、病院だとか大型商業施設、また工場などで使用されるもので、このガス管は耐震性に非常に優れておりまして、東日本大震災などでも被害がなくガスの供給を継続できたという実績がございます。

それを受けまして、本市といたしましても中圧ガスのこの施設内の引き込みと、あとガスヒートポンプやガス発電機等の導入を行いまして、災害時による停電時でも照明などはもちろんなんですけれども、空調設備だとかエレベーター、そういったものが継続して稼働させることを想定

しているというものでございます。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林委員。

林 真子委員

本当に地元の皆様、待ち望まれている施設、設備だと思いますので、またしっかりと今後、取り組んでいただきますようにお願いします。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

他にあれば。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

それでは次のページ、90、91ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

よろしいでしょうか。

それでは飛んで、102、103ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

最後に、104、105ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

よろしいでしょうか。

それではこれで、質疑を終わります。

議案第1号 令和5年度清須市一般会計予算案所管分について、採決いたします。

賛成の方の挙手をお願いいたします。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

全員賛成でございます。

よって、議案第1号 令和5年度清須市一般会計予算案所管分については、原案のとおり可決すべきと決しました。

それでは次に、議案第7号 清須市個人情報の保護に関する法律施行条例案について、説明をお願いいたします。

榎本次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

総務課長の榎本です。

議案第7号について、御説明いたします。

それでは、市長提出議案等の1ページを御覧ください。

議案第7号です。清須市個人情報の保護に関する法律施行条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の規定の範囲内において必要な事項を定める必要があるからです。

1枚はねていただきまして、2ページを御覧ください。

清須市個人情報の保護に関する法律施行条例案

清須市個人情報の保護に関する法律施行条例

現在、自治体の個人情報保護制度は、各自治体の条例に基づき運用されておりますが、令和5年4月1日以降は個人情報の保護に関する法律に基づく運用に移行され、所管が国の個人情報保護委員会に一元化されますので、清須市では法律の規定の範囲内において、条例で定めなければならない事項について、法律施行条例として新たに制定するものです。

まず、条例に定めることが法律上、必要である事項を説明いたします。

右側3ページを御覧ください。

中ほど下の第6条です。

開示請求に係る手数料等です。

第1項では、これまでと同様に開示請求に係る手数料は無料といたします。

第2項及び第3項では、写しの交付に係る手数料及び写しの送付に要する費用です。写しの交付を受ける方には、これまでと同様に相応の額を負担していただくことになります。

次に、条例に定めることが法律上、許容されている事項を説明いたします。

左側の2ページにお戻りください。

まず、第1条の趣旨ですが、法律の施行に関して必要な事項を定める旨を規定しております。

第2条の定義では、法律の対象範囲である市の機関について、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び地方公営企業の管理者であることを規定します。

第3条の個人情報取扱事務の届出では、市の機関が個人情報を取り扱う事務を開始する際に、届出を行うことで安全性が確保でき、個人情報保護に資するものとなるため、引き続き、個人情報取扱事務の届出について、継続して導入をいたします。

第4条からは、開示決定等の期限についての規定です。

第5条、開示決定等の期限に関する特例では、決定期間を法律のとおり30日以内とした場合、決定期間が現行の2倍に延びることにより、期間を大幅に延ばすことは開示請求者に不利益な変更となってしまうため、現行のまま15日以内と規定いたします。

また、開示請求の対象となる個人保有情報が大量の場合についても、法律では60日以内となっていますが、同様の理由で現行のまま45日以内と規定いたします。

1枚はねていただきまして、4ページです。

第8条、訂正決定等の期限に関する特例及び第10条、利用停止決定等の期限に関する特例についても、同様の理由で現行のまま15日以内と規定をいたします。

第11条は、清須市の情報公開・個人情報保護審査会への諮問になります。適正な個人情報保護の取扱いを行うため、専門的知見を有する方により構成されます保護審査会の意見を聞く必要があると考え、引き続き、個人情報の保護を図るために保護審査会を設置し、今後も個人情報保護について、管理をいたします。

右側の5ページを御覧ください。

第12条、法の施行の状況の公表では、個人情報保護制度の運用状況について、市民に公表することは、個人情報保護のより一層の推進を図る上で意義があると考えられるため、公表については継続して実施する旨を規定いたします。

附則です。

第1項は、施行期日です。この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第2条から、1枚はねていただきまして、6ページ中ほど下の第9項までは、清須市個人情報保護条例の廃止及び経過措置の規定をいたします。個人情報保護制度が個人情報の保護に関する法律に基づく運用に移行されるため、清須市個人情報保護条例を廃止し、罰則等について必要な経過措置を講じます。

第10条は、清須市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正です。公の施設の指定管理者について、個人情報の取扱いに係る安全管理措置の実施を義務付けます。

議案第7号の説明は、以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

よろしいでしょうか。

それでは質疑を終わります。

議案第7号 清須市個人情報の保護に関する法律施行条例案について、採決いたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

全員賛成でございます。

よって、議案第7号 清須市個人情報の保護に関する法律施行条例案については、原案のとおり可決すべきと決しました。

次に、議案第8号 清須市情報公開・個人情報保護審査会条例案について、説明をお願いいたします。

榎本次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

総務課長、榎本です。

議案第8号について、御説明いたします。

それでは、市長提出議案等の 7 ページを御覧ください。

議案第 8 号 清須市情報公開・個人情報保護審査会条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、個人情報の保護に関する法律の一番改正に伴い、清須市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について必要な事項を定める必要があるからです。

1 枚はねていただきまして、8 ページを御覧ください。

清須市情報公開・個人情報保護審査会条例案

清須市情報公開・個人情報保護審査会条例

先ほどの議案第 7 号でも御説明をいたしました。現在、自治体の個人情報保護制度は、各自自治体が制定する条例に基づき運用されていますが、令和 5 年 4 月 1 日以降は、個人情報の保護に関する法律に基づく運用に移行され、所管が国の個人情報保護委員会に一元化されます。

ただし、適正な個人情報保護の取扱いを行うため、専門的知見を有する方により構成される保護審査会の意見を聞く必要があると考えまして、引き続き、個人情報保護を図るために保護審査会を設置し、今後も個人情報保護について関与いただきたいため、清須市の情報公開・個人情報保護審査会条例についても新たに制定するものです。

第 1 条の趣旨は、設置等の根拠規定の追加です。

個人情報の保護に関する法律の規定に基づく開示決定等に係る審査請求について調査審議させるため、清須市情報公開・個人情報保護審査会を行政不服審査法の規定に基づく機関として位置づけます。

右側の 9 ページ、中ほどの第 4 条の所掌事項は、調査審議事項の追加及び廃止です。

個人情報の保護に関する法律に基づく運用の移行に伴う規定の追加事項は、同法及び議会の個人情報の保護に関する条例に基づく開示決定等に係る審査請求に関する事項、重要事項及び個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項です。

なお、重要事項及び個人情報の適正な取扱いの確保に関する個別の事案の適否の判断について諮問し、調査審議を行うことは認められておりません。規定の廃止事項は、廃止する清須市個人

情報保護条例に基づく開示決定等に係る審査請求に関する事項、思想や信教などの信条の収集に関する事項、保有個人情報の目的外利用又は外部提供に関する事項、オンライン結合による保有個人情報の提供に関する事項、説明若しくは資料の提出の求めに正当な理由なく応じず、又は指導若しくは勧告に従わない事業者の公表に関する事項です。今後は、国の個人情報保護委員会が示すガイドライン等により適正な運用を図ることとなります。

2枚はねていただきまして、右側の13ページを御覧ください。

附則です。

第1項は施行期日です。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第2条から第7号までは、清須市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の廃止及び経過措置の規定です。

個人情報保護制度について、個人情報の保護に関する法律に基づく運用に移行されるため、清須市情報公開・個人情報保護審査会設置条例を廃止し、罰則等について必要な経過措置を講じます。

議案第8号の説明は、以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

それでは、これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

よろしいですか。

それでは、これで質疑を終わります。

議案第8号 清須市情報公開・個人情報保護審査会条例案について、採決いたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

全員賛成でございます。

よって、議案第8号 清須市情報公開・個人情報保護審査会条例案については、原案のとおり

可決すべきものと決しました。

それでは次に、議案第12号 清須市情報公開条例の一部を改正する条例案について、説明をお願いいたします。

榎本次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

総務課長、榎本です。

議案第12号について、御説明をいたします。

市長提出議案等の23ページを御覧ください。

議案第12号 清須市情報公開条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、情報公開制度における行政文書の不開示情報に係る規定の整備等を行う必要があるからです。

1枚はねていただきまして、24ページを御覧ください。

清須市情報公開条例の一部を改正する条例案

清須市情報公開条例の一部を改正する条例

清須市情報公開条例の一部を次のように改正する。

中ほどの上、2段目の第7条の改正は、情報公開制度における行政文書の不開示情報に係る規定の整備です。

個人情報の保護に関する法律による運用に移行される個人情報保護制度と本市の情報公開制度の整合を図るため、情報公開制度における不開示情報の明確化及び追加を行います。

第4号の規定では、犯罪の鎮圧に支障を及ぼすおそれのある情報を明確化します。

第6号アの規定では、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある情報を追加いたします。

右側25ページを御覧ください。

中ほど上の第18条の規定では、送付による行政文書の写しの交付に要する費用の負担に係る

規定を整備いたします。

送付による行政文書の写しの交付に要する費用について、当該行政文書の写しの交付を受けるものが当該費用を負担することを明確化いたします。

下から2行目、附則です。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第12号の説明は、以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

それでは、これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

よろしいでしょうか。

それでは、これで質疑を終わります。

議案第12号 清須市情報公開条例の一部を改正する条例案について、採決いたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

全員賛成でございます。

よって、議案第12号 清須市情報公開条例の一部を改正する条例案について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは次に、議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について、説明をお願いいたします。

榎本課長。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

総務課長、榎本です。

議案第26号について、御説明をいたします。

市長提出議案等の73ページを御覧ください。

議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

清洲駅自転車駐車場

2. 指定管理者となる団体

(1) 名称 株式会社駐輪サービス

指定管理者となる株式会社 駐輪サービスは、新清洲駅自転車駐車場及び枇杷島駅自転車駐車場を設置し、管理運営をしている公益財団法人 自転車駐車場整備センターから委託を受け、現在それぞれの現場において管理業務を行っている団体となります。

(2) 所在地 大阪市北区曾根崎新地二丁目5番3号

(3) 指定の期間 令和5年6月1日から令和10年3月31日まで

令和5年2月22日提出

清須市長 永田純夫

議案第26号の説明は、以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

それでは、これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

よろしいでしょうか。

それでは、これで質疑を終わります。

議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について、採決いたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

全員賛成でございます。

よって、議案第26号 公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決すべきも

のと決しました。

それでは次に、議案第28号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第11号）案の所管分について、説明をお願いいたします。

服部課長。

財政課長（服部 浩之君）

財政課長、服部です。

議案第28号について、総務部及び危機管理部の所管分を一括して御説明いたします。

令和4年度一般会計特別会計補正予算書及び説明書の6ページを御覧ください。

第3表 債務負担行為補正です。

清洲駅自転車駐車場管理業務指定管理者委託事業は、清洲駅自転車駐車場の指定管理者の指定に伴い債務負担行為を設定するもので、期間は令和4年度から令和9年度までとし、令和4年度中に協定を締結し、令和5年度から令和9年度の5年間に必要となる指定管理料の限度額を6千142万7千円とします。

なお、指定する指定管理者は株式会社 駐輪サービスです。

7ページを御覧ください。

第4表 地方債補正です。

1番上、自転車等駐車場整備事業は、2千200万円を減額し、補正後の限度額を1億100万円に変更します。

下から5つ目、防災センター整備事業は、700万円を減額し、補正後の限度額を1千900万円に変更します。事業費の確定に伴い、それぞれ減額するものです。

4枚はねていただきまして、12ページ、13ページを御覧ください。

歳入です。

1款市税、1項市民税、2目法人、補正額3億円の増額、1節現年課税分です。税割の増額です。

2款地方譲与税と4款から7款までの地方税交付金は、今年度の収入状況や愛知県から示された県税交付金見通しなどから決算見込み額を推定し、それぞれ所要額を補正するものです。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、補正額400万円の増額、1節地方揮発油譲与税です。

2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、補正額1千200万円の減額、1節自動車重

量譲与税です。

3 項森林環境譲与税、1 目森林環境譲与税、補正額 5 3 万 4 千円の増額、1 節森林環境譲与税です。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金、1 目配当割交付金、補正額 4 千 2 0 0 万円の増額、1 節配当割交付金です。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金、1 目株式等譲渡所得割交付金、補正額 3 千 4 0 0 万円の増額、1 節株式等譲渡所得割交付金です。

1 枚はねていただいて 1 4 ページ、1 5 ページを御覧ください。

6 款法人事業税交付金、1 項法人事業税交付金、1 目法人事業税交付金、補正額 4 千 3 0 0 万円の増額、1 節法人事業税交付金です。

7 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金、1 目地方消費税交付金、補正額 5 千 5 0 0 万円の増額、1 節地方消費税交付金です。

1 0 款地方特例交付金、2 項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、1 目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、補正額 7 6 2 万 1 千円の新規計上、1 節新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金です。先端設備特例の令和 4 年度減収分を計上するものです。

1 1 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、補正額 1 億 2 千 1 8 1 万 8 千円の増額、1 節地方交付税です。普通交付税の再算定の結果、増額配分となったものです。

1 枚はねていただいて 1 6 ページ、1 7 ページを御覧ください。

3 段目、1 6 款県支出金、2 項県補助金、1 目総務費県補助金、補正額 4 4 6 万 5 千円の増額、1 節総務管理費補助金です。説明欄を御覧いただいて、元気な愛知の市町村づくり補助金です。

1 枚はねていただいて 1 8 ページ、1 9 ページを御覧ください。

2 段目、3 項県委託金、1 目総務費委託金、補正額 6 4 6 万 1 千円の減額、3 節選挙費委託金です。説明欄を御覧いただいて、参議院議員通常選挙事務委託金です。

1 枚はねていただいて 2 0 ページ、2 1 ページを御覧ください。

2 1 款諸収入、5 項雑入、2 目雑入、補正額 5 千 2 3 8 万円の減額のうち、1 節市町村振興協会交付金 4 3 7 万 1 千円の減額で、説明欄を御覧いただいて、市町村振興協会基金交付金 3 0 6 万 6 千円の減額と市町村振興協会新宝くじ交付金 1 3 0 万 5 千円の減額です。

その下、2 節総務費雑入 1 9 6 万 1 千円の減額で、説明欄を御覧いただいて、2 行目、自治総

合センター助成金140万円の減額です。2節下の8節消防費雑入134万4千円の減額で、説明欄を御覧いただいて、自治総合センター助成金50万円の減額と、消防団員退職報償金84万4千円の減額です。

22款市債、1項市債、1目総務債、補正額2千200万円の減額、1節総務管理債です。説明欄を御覧いただいて、自転車等駐車場整備事業債です。

4目消防債、補正額700万円の減額、1節防災対策債です。説明欄を御覧いただいて、防災センター整備事業債です。

歳入は、以上です。

続いて歳出です。

1枚はねていただいて22ページ、23ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、補正額6億8千147万4千円の増額、12節委託料から24節積立金までです。説明欄を御覧いただいて、車両管理費100万円の減額、土地建物管理費46万円の減額及び基金管理費6億8千293万4千円の増額です。基金管理費については、各基金の運用利子等を積み立てるほか、今後の財政需要を考慮し、減債基金に2千886万2千円、庁舎整備基金に4億5千万円、義務教育施設整備基金に2億円の元金をそれぞれ積み立てます。

9目自治コミュニティ振興費、補正額200万1千円の減額、18節負担金、補助及び交付金です。説明欄を御覧いただいて、地区集会所整備費補助金60万1千円の減額と、自治総合センター助成費140万円の減額です。

10目交通防犯対策費、補正額2千250万9千円の減額、12節委託料と14節工事請負費です。説明欄を御覧いただいて、自転車等駐車場整備費の減額です。

1枚はねていただいて、24ページ、25ページを御覧ください。

2項徴税費、2目賦課徴収費、補正額200万円の減額、10節需用費から13節使用料及び賃借料までです。説明欄を御覧いただいて、市税課税事務費の減額です。

4項選挙費、3目市議会議員選挙費、補正額2千889万2千円の減額、1節報酬から18節負担金、補助及び交付金までです。

4目参議院議員通常選挙費、補正額646万1千円の減額、1節報酬から17節備品購入費までです。

4枚はねていただきまして、32ページ、33ページを御覧ください。

下段、9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、補正額797万2千円の減額、1節報酬から13節使用料及び賃借料までです。説明欄を御覧いただき、消防団費の減額です。

4目防災対策費、補正額851万8千円の減額、12節委託料と18節負担金、補助及び交付金です。説明欄を御覧いただき、防災対策費178万円の減額と1枚はねていただき、34ページ、35ページを御覧ください。（仮称）五条川防災センター費673万8千円の減額です。

1枚はねていただきまして、36ページ、37ページを御覧ください。

一番下の段、11款公債費、1項公債費、1目元金、補正額6千209万1千円の減額、22節償還金、利子及び割引料です。

2目利子、補正額750万8千円の減額、22節償還金、利子及び割引料です。

総務部及び危機管理部所管分の説明は、以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

よろしいでしょうか。

それでは、質疑を終わります。

議案第28号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第11号）案所管分について、採決いたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

ありがとうございました。

全員賛成でございます。

よって、議案第28号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第11号）案所管分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは次に、発議第1号 清須市議会の個人情報の保護に関する条例案を議題といたします。

提出者である林議員、発言席に御移動をお願いいたします。

（林議員、発言席に移動）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

本会議において、朗読説明をいただいておりますので、委員会での朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまから審議に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

それでは、これで質疑を終わります。

林議員、お疲れさまでした。自席へお戻りください。

（林議員、自席に移動）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

発議第1号 清須市議会の個人情報の保護に関する条例案について、採決いたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

ありがとうございました。

全員賛成でございます。

よって発議第1号 清須市議会の個人情報の保護に関する条例案について、原案のとおり可決すべきと決しました。

それでは、以上で総務常任委員会に付託されました企画部、総務部、危機管理部、会計、議事事務局及び監査委員事務局所管の全議案については、審議は終了いたしました。

当委員会に付託されました全議案については、審議が終了しましたので、明日10日に予定しておりました総務常任委員会に関しては、開催しないということによろしいでしょうか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

異議なしと認め、10日の総務常任委員会は、開催しないことといたします。

なお、従来どおり常任委員会の閉会中の継続審査の申出をすることに御異議はございませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

異議がございませんので、議長に、閉会中の継続審査の申出書を提出いたします。
また、委員長報告につきまして、正副委員長に御一任でよろしかったでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

総務常任委員会委員長 (松岡 繁知君)

はい、ありがとうございます。異議がございませんので、そのように決定いたします。
それでは、これをもちまして総務常任委員会を閉会いたします。
早朝よりお疲れさまでした。

(時に午後 2時16分 閉会)

清須市議会委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和5年3月9日

総務常任委員会委員長 松 岡 繁 知